

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

2 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2 (国立妙高青少年自然の家構内)

3 完成期限 令和5年10月31日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立妙高青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、~~建設工事~~保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

I 工事概要

- 1. 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2
2. 完成期限 令和5年10月31日(火)
3. 建物概要

Table with columns: 建物名称, 東屋, 工種, 新営, 構造・階数, R1, 建築基準法, 延べ面積, etc.

4. 工事種目

○印の付いたものが対象工事種目

Table with columns: 建物別及び屋外, 工事種別, 東屋, etc. Lists various construction items like 仮設工事, 土工事, etc.

- 5. 指定部分 ○ 無 ・ 有
6. 概成工期 ○ 無 ・ 有 令和 年 月 日 (曜日)

I 共通仕様

- (1) 文部科学省発注工事請負等契約規則... 契約標準、現場説明書、図面 17枚及び本特記仕様書 4枚によるほか、下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書はE-01、E-02による。

II 特記仕様

- 1. 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
3. 特記事項に記載の()内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Includes sections for 1. 工事実績情報の登録, 2. 概成工期, 3. 品質計画等, 4. 監理技術者の要件, 5. 電気保安技術者, 6. 発生材の処理等, 7. 特別な材料の工法, 8. 技能士, 9. 見本施工, 10. 化学物質の濃度測定, 11. 完成図等, 12. 施工図等の取扱, 13. 工事完成写真, 14. 特別完成写真, 15. 工事施工状況写真, 16. 設備工事との取合い, 17. 監督員事務所等, 18. 工事用水, 19. 工事用電力, 20. 仮設建物等.

Table with columns: 仮設工事, 土工事, 地業工事, 場所打ちコンクリート杭地業, 鉄筋工事, 鉄骨工事, 帯筋, 梁貫通孔の補強形式, 普通コンクリートの設計基準強度, コンクリート工事, レディミクストコンクリートの種類, セメントの種類. Includes detailed technical specifications and tables for materials and testing.

Table with columns: 骨材の品質, 混和材料の種類, 無筋コンクリート, 型枠, コンクリート打放し仕上げ, 寒中コンクリート, 鉄骨の製作工場, 施工管理技術者, 鋼材, 高力ボルト, 工作図, 開先形状, スカラップ, 溶接部の試験, デッキプレート, 耐火被覆, アンカーボルトの保持及び埋込み工法, 柱底均しモルタル, 錆止め塗料塗布, 建築用コンクリートブロック, 鉄筋の加工及び組立, ALCパネル. Includes material specifications and tables for concrete and steel.

4 押出成形セメント板 (ECP)
(8.5.2~8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2)
施工箇所 表面形状 厚さ(mm) 幅(mm) 工法 耐火性能
・外壁ハシ ※フワット Ⅱ種 ※有り()
・タイルハシ ※フワット Ⅱ種 ※無し
・間仕切壁 ※フワット Ⅱ種 ※無し
・床 ※フワット Ⅱ種 ※有り()

11 タイル工事
2 壁タイル張り工法
内装タイル ・接着剤張り ・改良積上げ張り (11.2.7) (表11.2.3)
外装タイル ・接着剤張り ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り ・マスク張り
下地モルタル塗り ※標仕15.2.2~15.2.5
タイルの試験張り ※行わない ・行う (※外装タイル)

6 金属成形板張り
(14.6.2) (表14.2.1)
形状 製法 材種 寸法(mm) 厚さ(mm) 表面処理 色合い
・スリット形 ・押し出し ※7ミクロ製 ・B-1種 無着色
・ハシ形 ※プレス ・B-2種 ・ブロン系
伸縮調整継手 ※設けない ・設ける (施工箇所は図示) (14.6.3)
オープン形式アルミニウム製笠木の種類 (14.7.2~3) (表14.2.1) (表14.7.1)

6 鋼製建具 (標準型鋼製建具を含む)
鋼板の厚さ (1枚の戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,400mmを超える場合)
※下表以外は表16.4.2による (16.4.4) (表16.4.2)

17 ガラス留め材
18 ガラス用フィルム
19 内装工事
20 床用塗料塗り
21 防塵用塗料塗り
22 フローリング張り
23 畳敷き
24 せっこうボード
25 吸音材
26 断熱材

17 カーペット敷き
18 合成樹脂塗り床
19 床用塗料塗り
20 防塵用塗料塗り
21 フローリング張り
22 畳敷き
23 せっこうボード
24 吸音材
25 壁紙張り
26 断熱材

21 基本要項品質
22 耐震スリット
23 フリーアークアワフ
24 可動間仕切
25 移動間仕切
26 トイレブース
27 階段滑止め
28 階段手すり
29 黒板及びホワイトボード
30 ブラインド

11 'ブラインド'ボックス
12 ロールスクリーン
13 カーテン及びカーテンレール
14 ピクチャーレール
15 天井点検口
16 床下点検口
17 積雪表示板
18 室名札
19 くつふきマット
20 流し台ユニット
21 屋内掲示板
22 洗面カウンター
23 敷地境界石標
24 排水工

21 排水樹及びふた 22 舗装工事 23 路盤材料 24 舗装材料 25 透水性舗装 26 カラー舗装 27 透水性舗装 28 ブロック系舗装

22 区画線 23 1 土壌の試験 23 2 樹木の植栽整備 24 3 植込み用土 24 4 土壌改良材 24 5 支柱材 24 6 幹巻き用材料 24 7 芝張り 24 8 枯補償及び枯損処理 24 9 屋上緑化システム 25 1 公共事業労務費調査への協力 25 2 工事監理方式 25 3 適用基準等 25 4 総合図 25 5 工事成績評定 26 ⑥ 工事区分表

⑥ 工事区分表 ⑦ 発生材の処理等 ⑧ 建設発生土の搬出 ⑨ 建設廃棄物の搬出 ⑩ 協議について ⑪ 化学物質の濃度測定

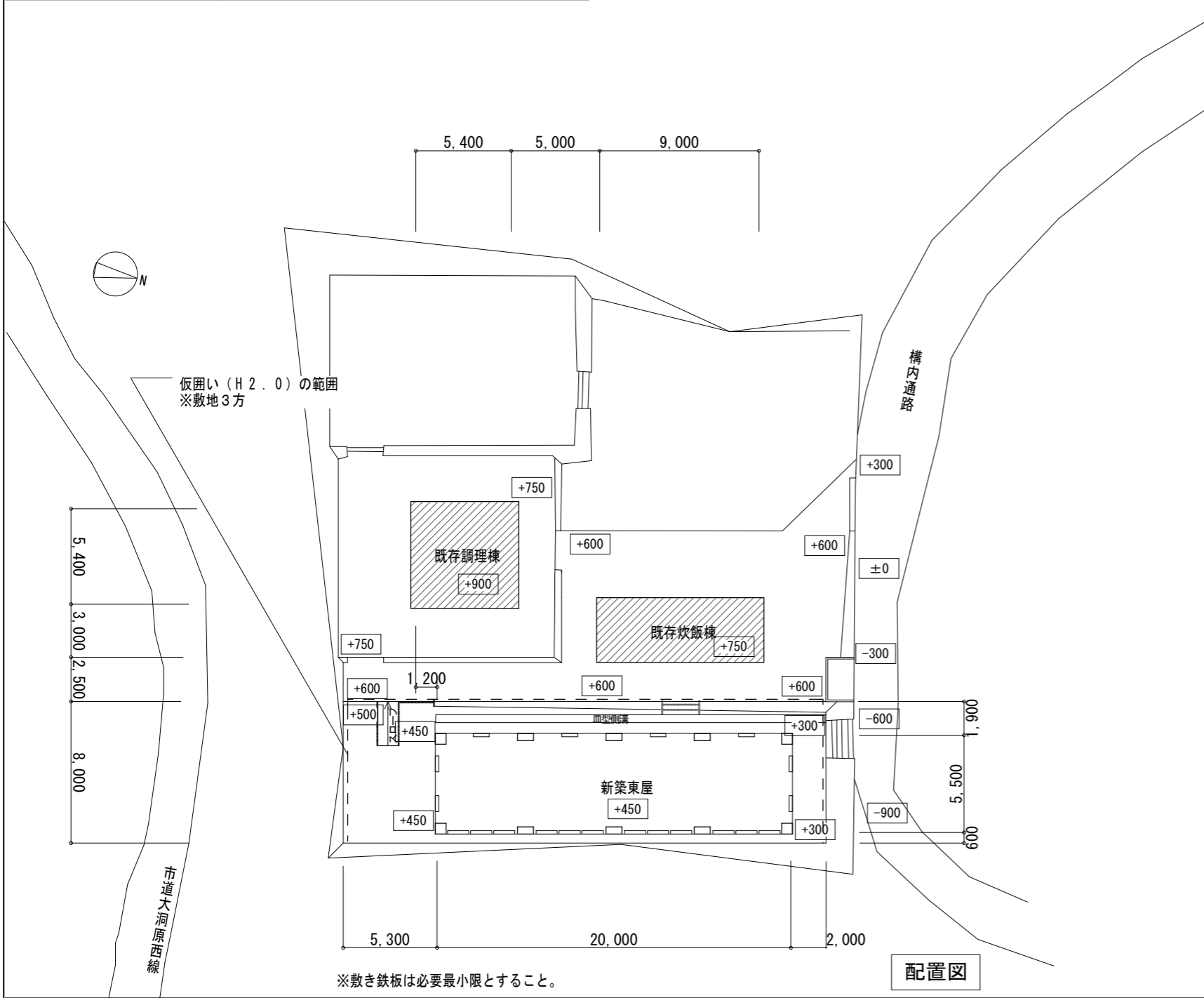
⑪ 化学物質の濃度測定 ⑫ 測定方法 測定機器 測定要領 測定結果の分析

■工事概要	
工事名	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事
施設名称	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋
建築場所	新潟県妙高市大字関山6323-2
用途地域	白地地域（都市計画区域内 用途地域指定なし）
防火地域等	指定なし
その他	国立公園内（第3種特別地域）
構造	RC造地上1階
用途	研修施設等
敷地面積	1,316,939 m ²
建築面積・建蔽率	110.0 m ² 0.008%
延床面積・容積率	110.0 m ² 0.008%

■仕上表	
屋根	カラーガルバリウム鋼板 厚0.35 横葺き（AT2段式） 働き巾340 参考品番：セキノ興産 AT式 下地 アスファルトルーフィング940 下地調整モルタル厚30程度
外壁・柱	RC打ち放し B種 ※冬季雪囲い板 はめ込み
床	コンクリート直均し仕上 金ごて
外構	砂利敷（建物周囲）

■凡例	
WP	木材保護塗料
SUS	ステンレス鋼
GL	ガルバリウム

アンドロメダ棟



	面積	
建築面積	110m ²	20.00 × 5.50 = 110.00
床面積	110m ²	20.00 × 5.50 = 110.00

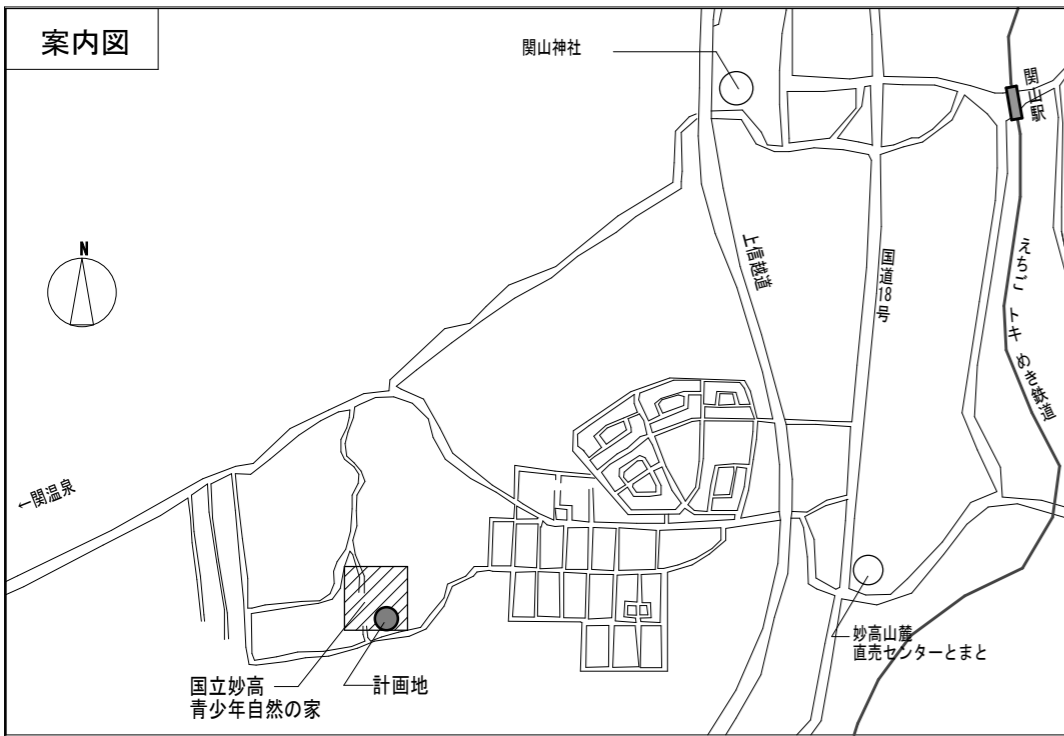
■計画概要

国立妙高自然の家 既存野外炊事場の隣に東屋を建設する計画である。
東屋は施設が保有しているテーブルや椅子などを置いて休憩等をするスペースである。

□本体建築物

隣接する既存の炊事棟などと同様にRC造とする。全体のデザインも隣接する棟と同様のイメージで計画する。
冬季のための雪囲い板を腰高まで設置できるよう用意する。
上記雪囲い板の設置のためと、斜面への落下防止のため、腰高までのRC腰壁を要所に設置する。

案内図



敷地内建築物一覧

建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
1 サービス棟	RC造	2	1,343	2,138
2 コスモス・銀河棟	RC造	3	1,572	3,702
3 プレイホール棟	RC造	2	1,080	1,865
4 なかよしホール棟	RC造	平屋	302	302
5 アト`ロマ`・カオ`ア棟	RC造	3	410	1,867
6 ペルセウス棟	RC造	2	371	806
7 オリオン棟	RC造	平屋	388	482
8 渡り廊下	鉄骨造	平屋	45	45
9 渡り廊下	鉄骨造	平屋	62	62
10 受水槽上屋	RC造	平屋	79	79
11 浄化槽上屋	RC造	平屋	98	98
12 メインロジ	RC造	2	168	363
13 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
14 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
15 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
16 野外便所	RC造	平屋	62	62
17 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
18 野外便所	RC造	平屋	62	62
19 車庫棟	RC造	2	198	239
20 スバルホール	RC造	2	336	392
21 連絡通路	RC造	平屋	37	37
22 第2野外炊飯場 炊飯棟	RC造	平屋	27	27
23 第2野外炊飯場 調理棟	RC造	平屋	29	29
24 ふれあい棟	RC造	2	352	745
25 東屋 (今回計画)	RC造	平屋	110	110
合計			7,323	13,704

建ぺい率 0.56%
容積率 1.04%

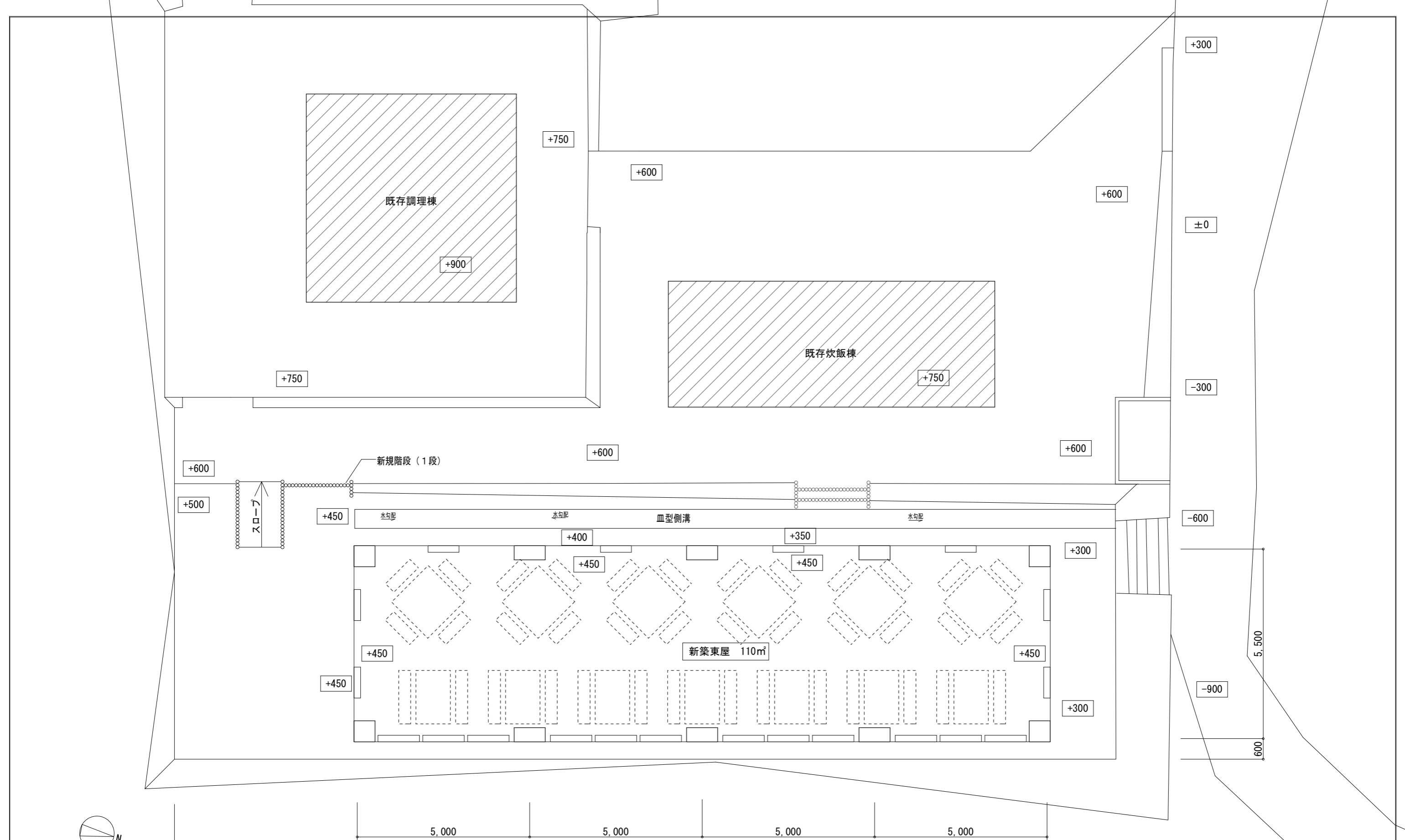
市道坂口五最線
※敷地面積には含まれていない

市道大洞原西線
※敷地面積には含まれていない

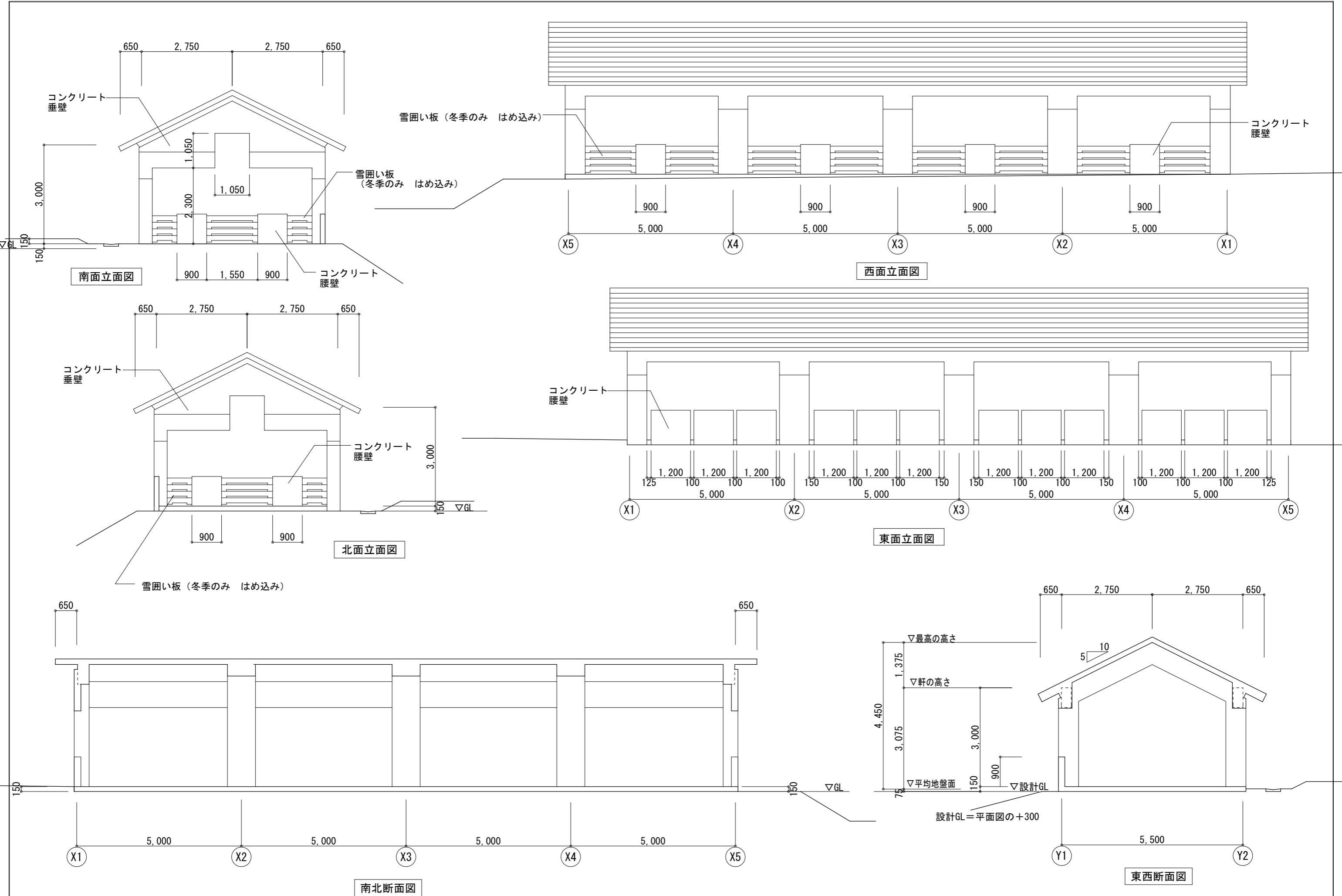
今回敷地部分 1,316,939㎡

今回敷地外部分 149,615㎡

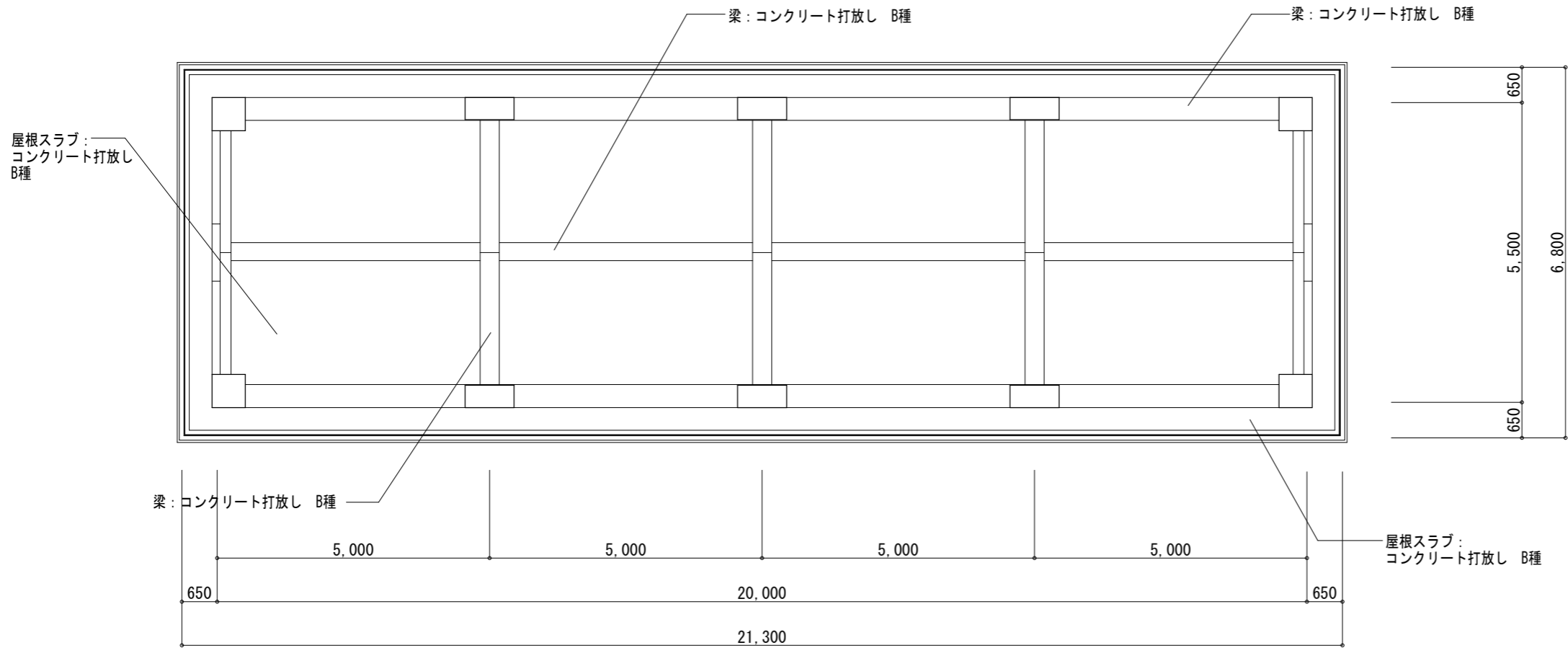
全体配置図



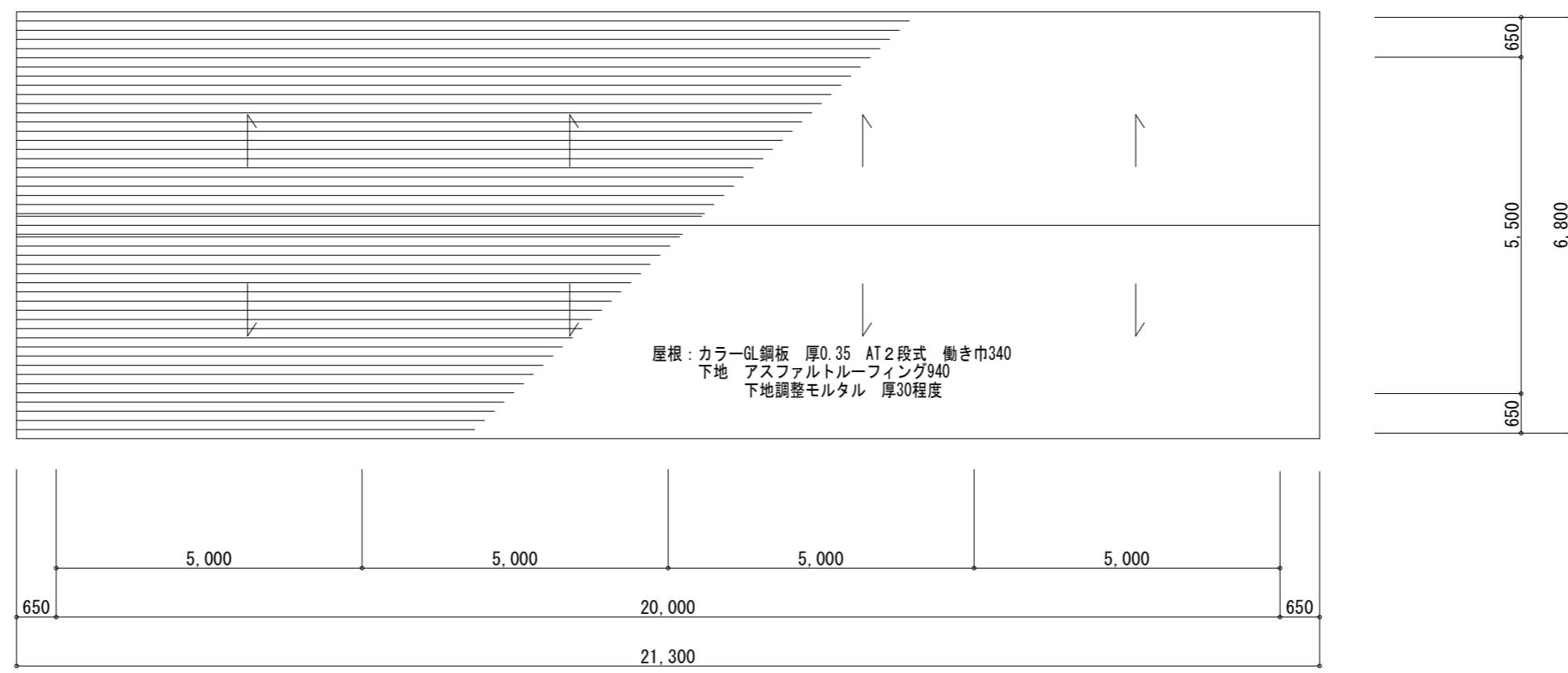
平均地盤面算定
 $0.15 \times 20 \div 2 + 0.15 \times 5.5 + 0.15 \times 20 \div 2 + 0 \times 5.5 = 3.825$
 $3.825 \div (20 + 5.5 + 20 + 5.5) = 0.075$
 $0.075 + 0.3 = 0.375$



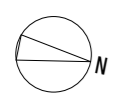
プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	図面名称 立断面図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.06	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本図 ○ 完成図 ● 実施図 	国立妙高青少年自然の家 EG 建築設計室 <small>〒994-0304 新潟県妙高市経塚町1-19</small>	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 A-08
---------------------	----------------------------------	--------------	----------------	----------------	---	---	-------------------------	--------------

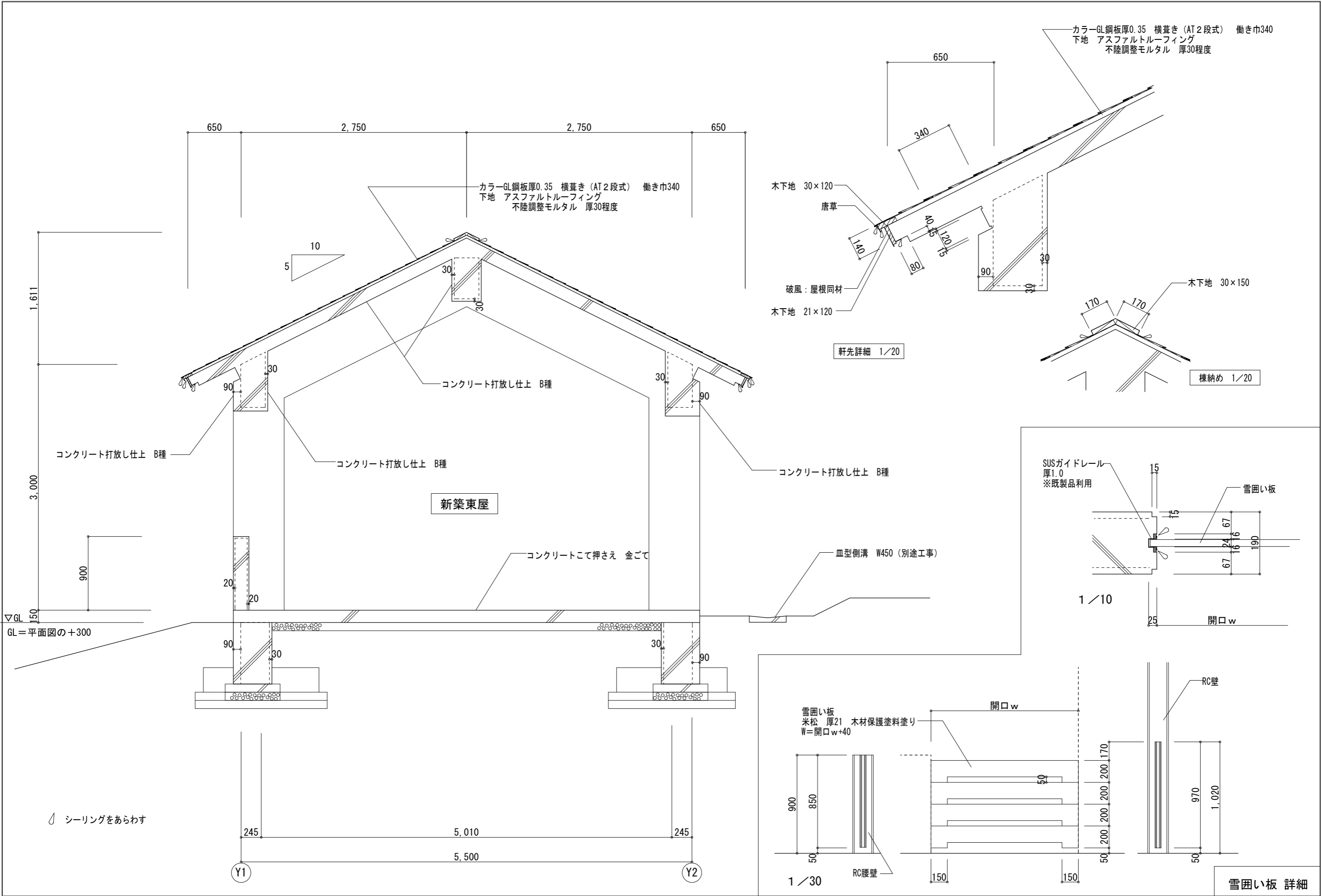


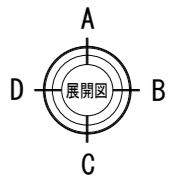
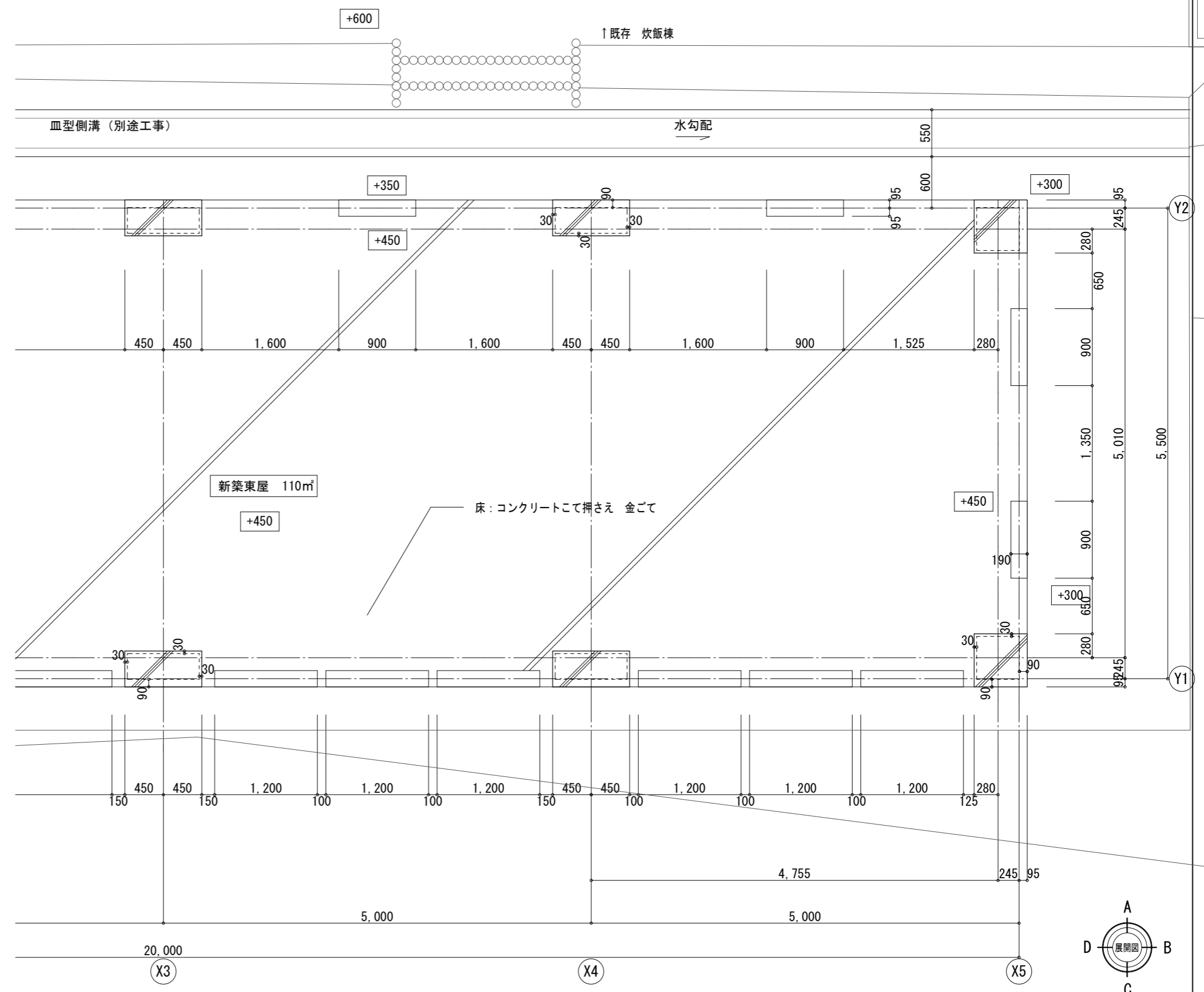
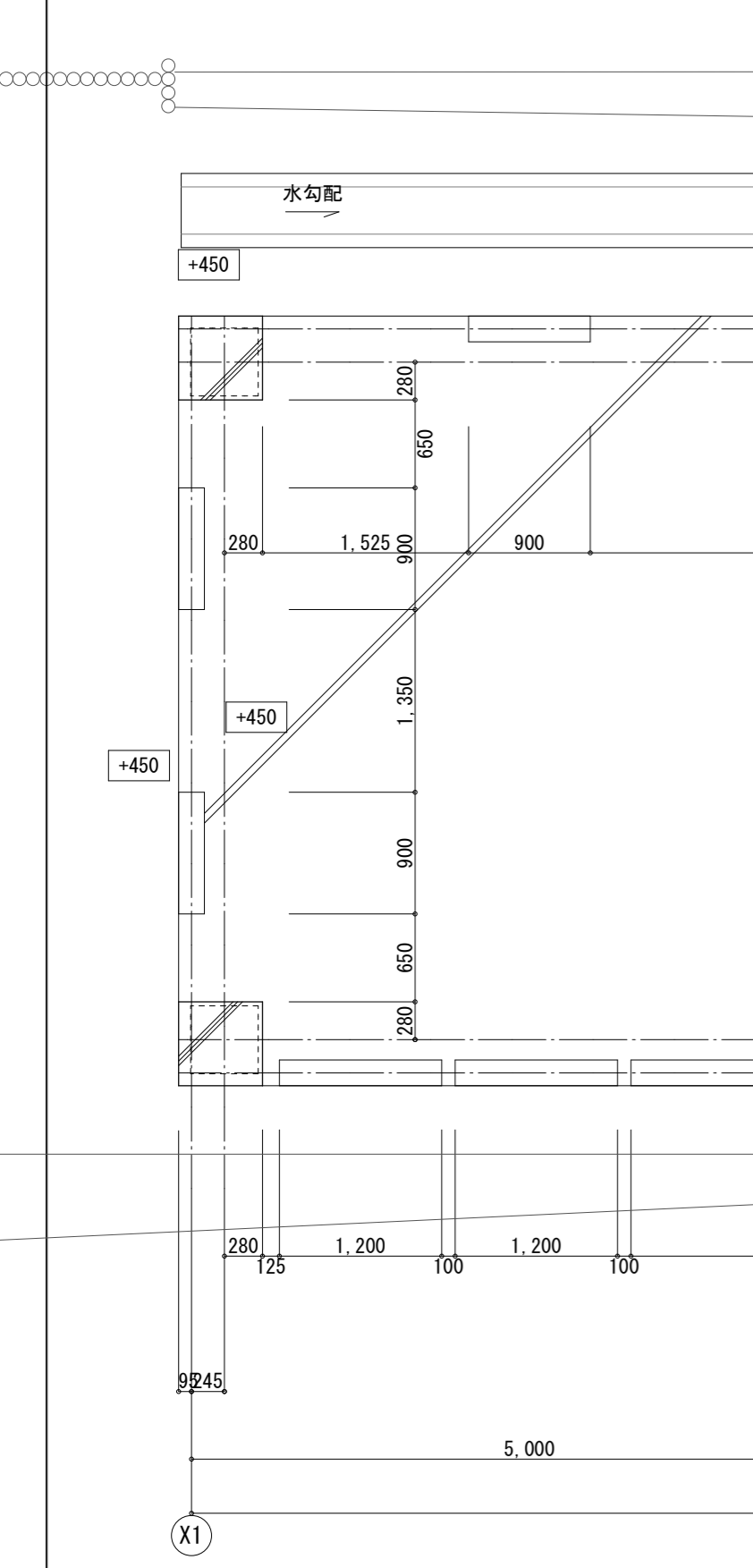
天井伏図

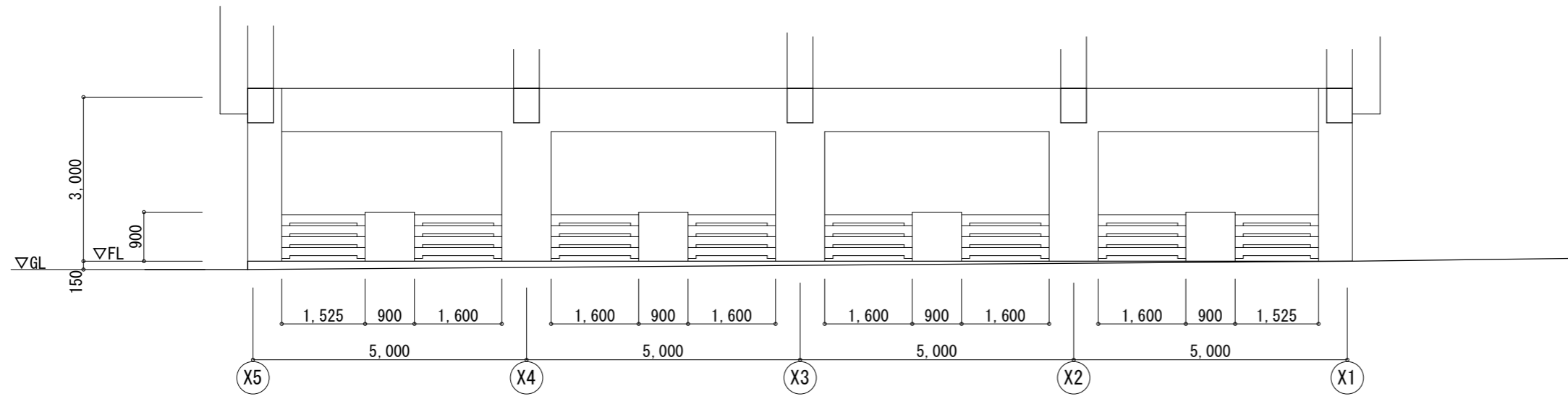


屋根伏図

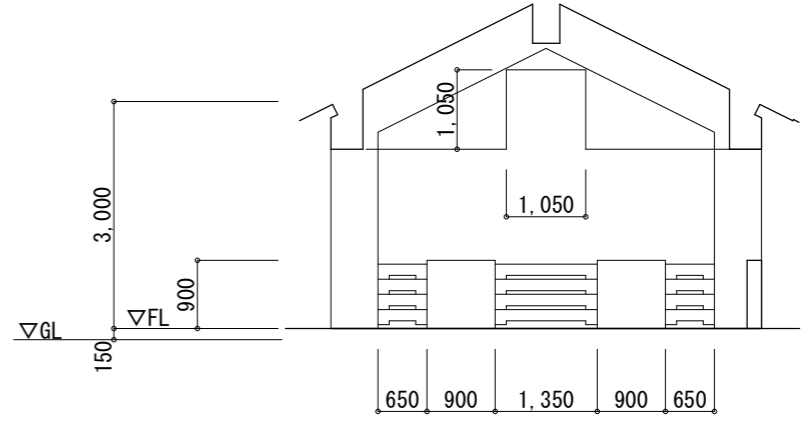




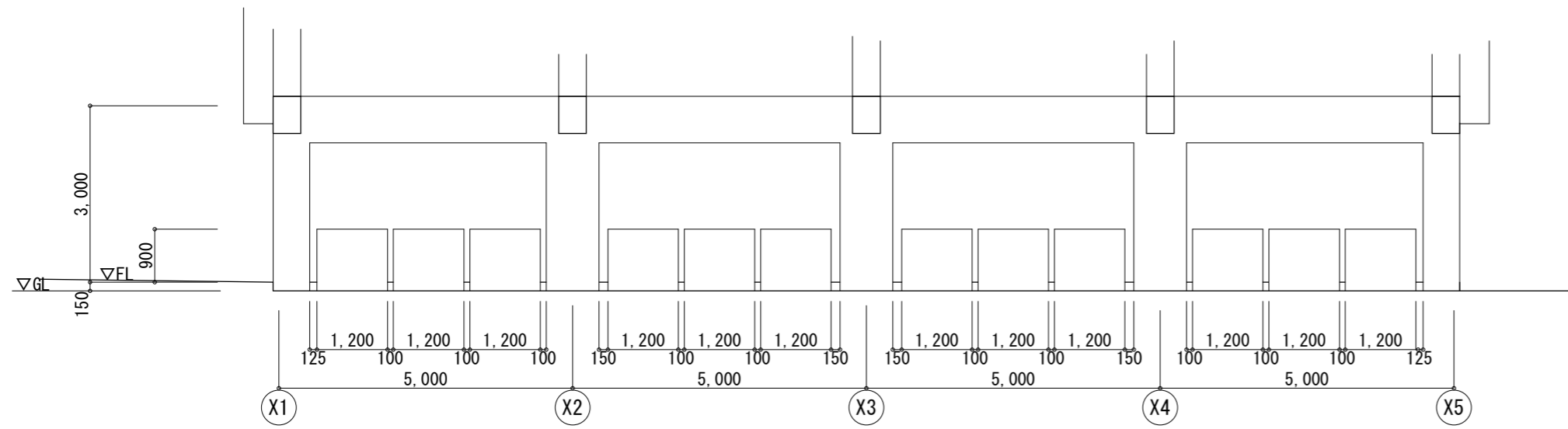




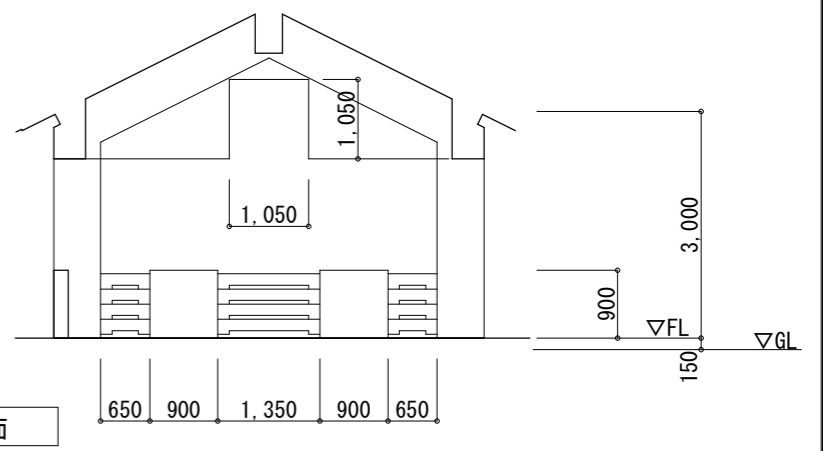
A 面



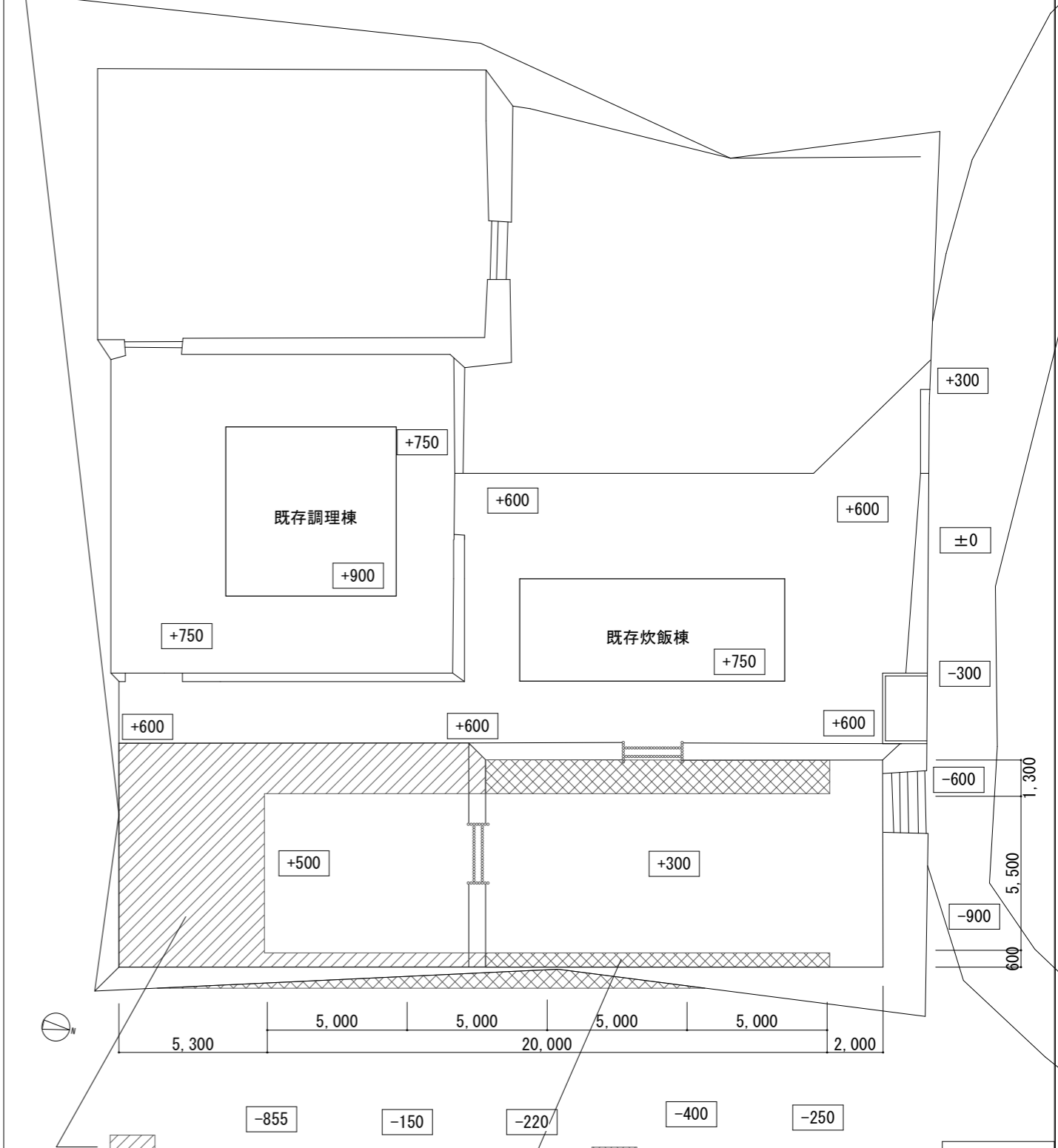
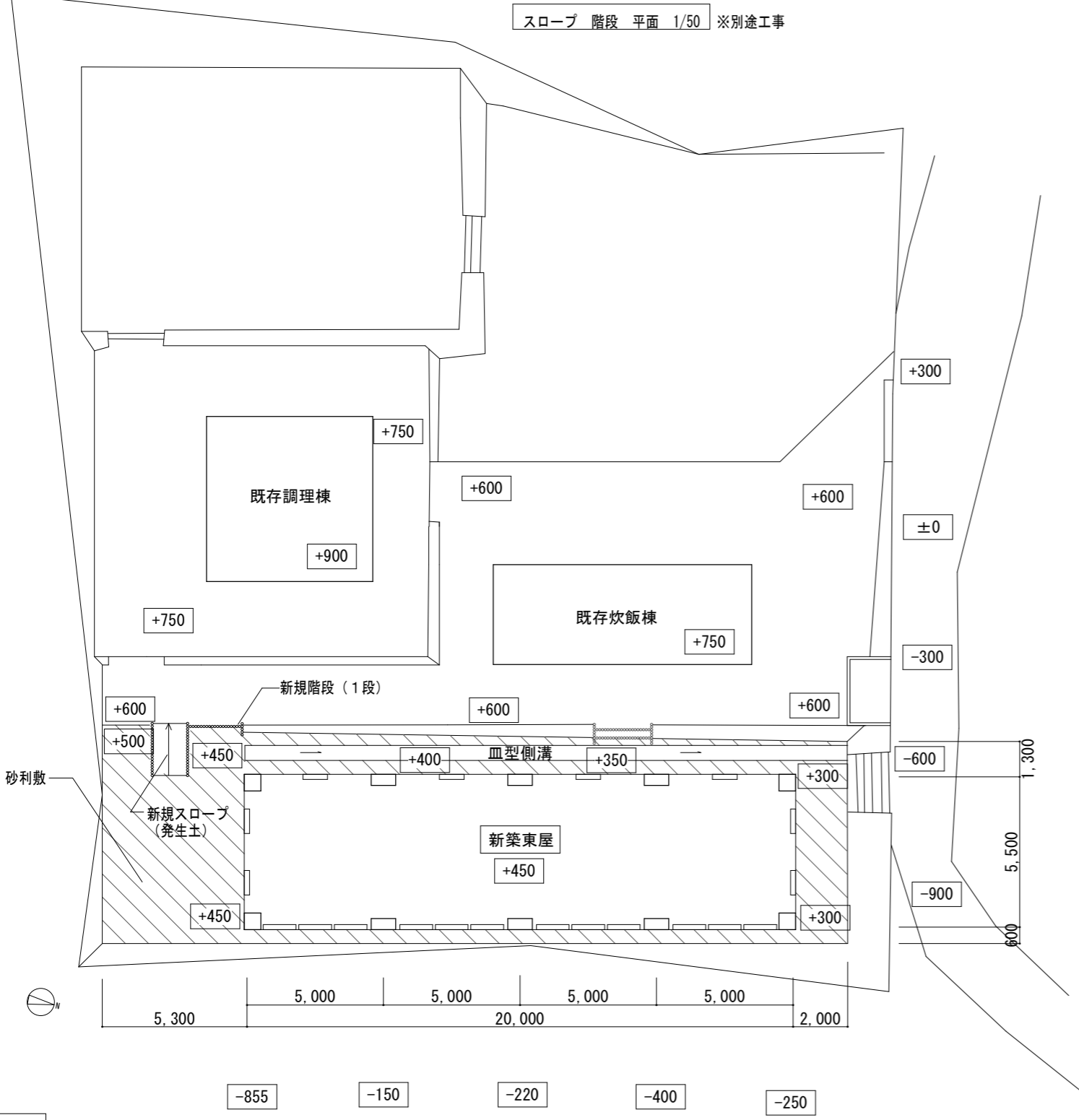
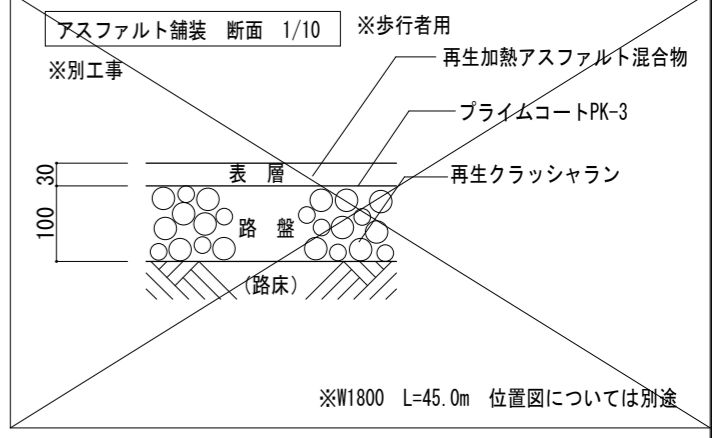
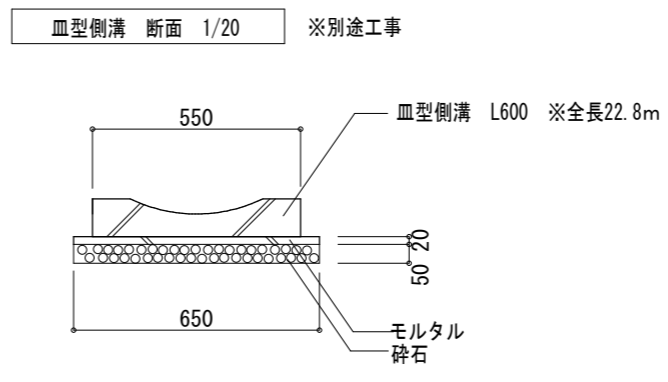
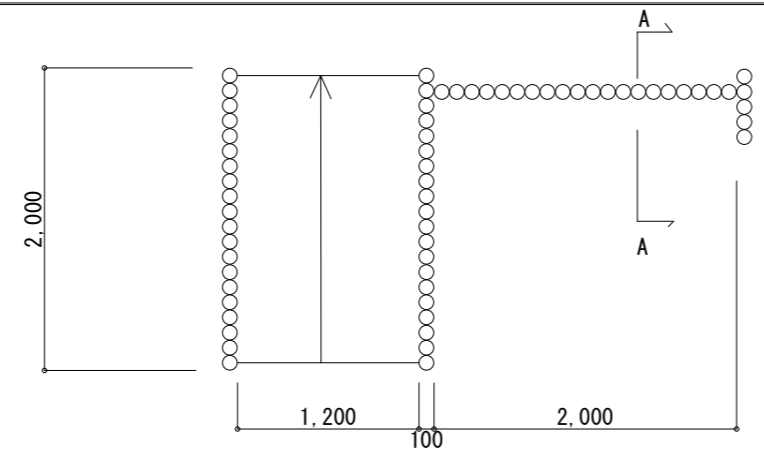
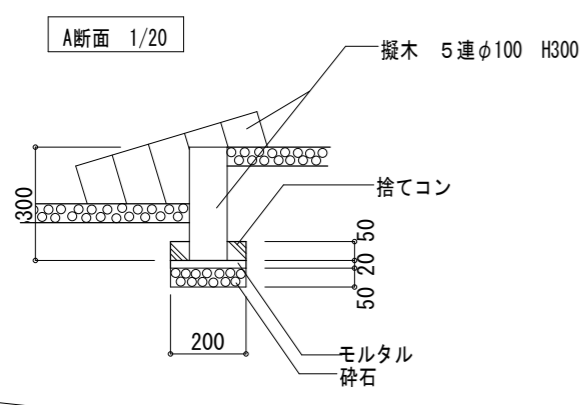
B 面



C 面



D 面



新構造設計特記仕様 その1

・修正箇所は下線を引くこと
適用は 印を記入する。

- ### 1. 本仕様の適用範囲
- (1) 本仕様の適用範囲
本特記仕様および配筋標準図は、設計基準強度が 18 N/mm²以上 60 N/mm²以下のコンクリートと、JIS G 3112に規定するSD295、SD345、SD390およびSD490の鉄筋コンクリート用棒鋼を用いる高さが 60 m 以下の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等建築物の設計及び工事に適用する。
- (2) 仕様書等の優先順位
設計図書および仕様書の優先順位は以下による。
①特記仕様
②設計図（伏図、軸組図、部材リスト、詳細図など）
③標準図（鉄筋コンクリート構造配筋標準図など）
④建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）等

- ### 2. 建築物の構造内容
- (1) 建築場所
新潟県妙高市大字関山 6323-2
- (2) 工事種別
■新築 増築 改築
- (3) 構造設計一級建築士の関与 必要 必要としない
法第20条第二号（RC造高さ 20 m超 S造 4 階建以上 木造高さ 13 m超 その他）
- (4) 階数
第二層外炊事場東屋 地下 階 地上 1 階 塔屋 階
地下 階 地上 階 塔屋 階
地下 階 地上 階 塔屋 階
- (5) 構造種別
- | 構造種別 | 該当階等 | 架構特徴等 |
|--|-------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (RC) | 基礎 1 階~ R 階 | <input type="checkbox"/> 免震建物 |
| <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) | 階~ 階 | <input type="checkbox"/> 制震建物 |
| <input type="checkbox"/> 鉄骨造 (S) | 階~ 階 | <input type="checkbox"/> 塔状建物 |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(6) 主要用途
事務所 共同住宅 病院 店舗 倉庫 研修施設等

(7) 屋上付属物
キュービクル kN 高架水槽 kN 広告塔 kN 煙突 m
太陽光発電設備

(8) 設計荷重
(a) 主な積載荷重 (N/m²)

室名	床用	架構用	地震用

- (b) 1次設計用地震力
Co = 0.20 Z = 0.9 Rt = 1.0 K (地下) =
- (c) 風荷重
地表面粗度区分 III 基準風速 Vo = 30 m/sec
- (d) 雪荷重
■垂直積雪量 300 cm 設計用雪荷重 kN/m²
- (e) 特殊の荷重及び仕上材
エレベーター kN 基 受水槽 kN エスカレーター
- (9) 構造計算ルート
X方向ルート 1-() Y方向ルート 1-()
- (10) 一次設計時用層間変形角
X方向 1/7734 rad Y方向 1/3884 rad

- (11) 付帯工事
門扉 擁壁 駐輪場 機械式駐車場
- (12) 特定天井
有 無
- (13) 屋根、床、壁
- | 材 種 | 型式 | 厚 | その他 | 使用箇所 | 仕様・構法 |
|--|----|---|-----|---|--|
| ALC (JIS A 5416) | | 厚 | | <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 | <input type="checkbox"/> スライド <input type="checkbox"/> ボルト止め |
| 押出し成形セメント版 | | | | <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 | <input type="checkbox"/> ロッキング <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> ハーフPca版 <input type="checkbox"/> Pca版 | | 厚 | | <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 | |
| 折 版 | H= | 厚 | | <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> | |
| 特殊デッキプレート 大臣認定 () | 型式 | 厚 | | <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 床版 | |

3. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

(1) コンクリート (レディーミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIS A 5308)

階	適用箇所部位	設計基準強度 Fc = N/mm ²	品質基準強度 Fq = N/mm ²	スランプ cm (スランプフロー)	比重 γ = kN/m ³	備考 (使用部位)
1	<input checked="" type="checkbox"/> 柱 <input checked="" type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/>	24	24	18		強度補正值 (S) 考慮
	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/>					
基礎	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎 <input checked="" type="checkbox"/> 地中梁	24	24	15		強度補正值 (S) 考慮
	<input type="checkbox"/>					
	土間コンクリート	■ 24	24	18		※本仕様適用外
	捨てコンクリート	■ 18				※本仕様適用外
セメントの種類		■ポルトランドセメント (■普通 □中熱 □低熱) () ()				
		□高炉セメント (□A種 □B種 □C種) () ()				
		□ () () ()				
細骨材の種類		■砂 □山砂 □砕砂 □				
粗骨材の種類		■砂利 □砕石 □				
水の区分		■水道水 □地下水 □工業用水 □				
構造体コンクリート強度を保証する材料		材齢 (■28日 □56日 □91日 □) ()				
養生 (口標準 ■現場水中 □現場封かん) □		()				
単位水量		■ 185 kg/m ³ 以下 □ 175 kg/m ³ 以下 □				
単位セメント量		■ 270 kg/m ³ 以上 □				
混和剤		■ AE減水剤 □ 高性能減水剤 □				
		□ □ □				
空気量		■ 4.5% □ 3.0% □				
塩化物質		■ 0.3 kg/m ³ 以下 □ □ □				
水セメント比		■ 65% 以下 □ 50% 以下 □				

(2) コンクリートブロック (JIS A 5406)
 A種 B種 C種 厚 100 120 150 190 使用箇所

(3) 鉄筋

鉄筋種類	種類	使用径 mm	使用箇所	備考
異形鉄筋 (JIS G 3112)	■ SD295	D16以下		■重ね継手
	■ SD345	D19以上		■ガス圧接継手
	□ SD390			□溶接継手
	□ SD490			□機械式継手
	□ □ □ □			□ □ □ □
高強度せん断補強筋	□ 685			□大臣認定番号 MSRB-
	□ 785			
	□ 1275			
	□ □ □			
	□ □ □			
溶接金網 (JIS G 3551)	□ □ □ □			

(4) 鉄骨

種類	使用箇所	現場溶接	JIS規格・認定番号等
<input type="checkbox"/> SM400A <input type="checkbox"/> SM400B <input type="checkbox"/> SM400C		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G 3136
<input type="checkbox"/> SM490B <input type="checkbox"/> SM490C		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G 3136
<input type="checkbox"/> SS400 <input type="checkbox"/> SS490		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G 3101
<input type="checkbox"/> SM400A <input type="checkbox"/> SM490A		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G 3106
<input type="checkbox"/> BCR295 <input type="checkbox"/> TSC295		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	大臣認定品 認定番号 MSTL-
<input type="checkbox"/> BCP235 <input type="checkbox"/> BCP325		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	大臣認定品 認定番号 MSTL-
<input type="checkbox"/> STR400 <input type="checkbox"/> STR490		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G 3466
<input type="checkbox"/> SSC400		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G 3350
<input type="checkbox"/> □ □ □ □			
溶接材料 <input type="checkbox"/> □ □ □ □			JIS Z

- (5) ボルト等
□高力ボルト
□F10T (JIS B 1186) □S10T 大臣認定番号 () () (M16, M20, M22, M24, □)
□溶融亜鉛めっき高力ボルト F8T 大臣認定番号 () () (M16, M20, M22, M24, □)
□
□ボルト (JIS B 1180) M M □ 4.8 (4T) □ □
□アンカーボルト (構造用アンカーボルト)
□SS400 M L= mm ナット (□シングル、□ダブル)
□ABR400 M L= mm ナット (□シングル、□ダブル) (JIS B 1220)
□ M L= mm ナット (□シングル、□ダブル)
□頭付スタッド (JIS B1198)
φ = L = mm 使用箇所 (□柱 □大梁 □小梁)
φ = L = mm 使用箇所 (□柱 □大梁 □小梁)

4. 地盤

(1) 地盤調査資料と調査計画
有 (□敷地内 □近隣) 無 (調査計画 有 無)

調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング調査			静的貫入試験			標準貫入試験		
水平地盤反力係数の測定			土質試験			物理探査		
試験堀 (支持層の確認)			平板載荷試験			液状化判定		
スウェーデン式サウンディング		<input checked="" type="checkbox"/>	現場透水試験			PS 検層		

※調査は監理者立会いのもと行い、その後の施工については監理者と協議する。
注) 上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに○を記入する。

(2) ボーリング標準貫入値、土質構成 (基礎・杭の位置を明記すること)

深度	土質 N 値	標準貫入試験						調査地番
		10	20	30	40	50	60	
GL	▽							○調査地番
								○位置図
								○支持地盤、地層及び深さについてのコメント
								○孔内水位 GL- m
								○近隣データの調査地番と設計地番とは約 mの距離がある
								○備考 (土質試験の内容等) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

注) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。

- ### 5. 地業工事
- (1) 直接基礎 ベタ基礎 布基礎 独立基礎 試験堀 有 無
深さ GL- 0.85 m、支持層-、長期許容支持力度 160 kN/m² 載荷試験 有 無
- (2) 地盤改良 浅層混合処理工法 深層混合処理工法
深さ GL- m、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 有 無
注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針：日本建築センター2018」を参考とする
- (3) 杭基礎 支持層の想定深度分布図を作成し、杭と支持層の関係を確認する。
施工計画書に施工時における試験杭と本杭の支持層の確認方法を明記する。
支持層の確認結果を施工結果報告書にまとめる。

杭種	材 料	施 工 法	備 考
□場所打ち コンクリート杭	コンクリート Fc スランプ セメント量 単位水量	□オールケーシング □リバースサーキュレーション □アースドリル □拡底杭 □拡頭・拡底杭 □鋼管補強杭 □ □深 礎 □手掘 □機械掘	第 認定 年 月 日 号

既製杭・杭種	種 類	材 料	施 工 法	備 考
<input type="checkbox"/> PRC	<input type="checkbox"/> I 種 <input type="checkbox"/> II 種 <input type="checkbox"/> III 種 □	鋼材 □	□埋め込み	第 認定 年 月 日 号
<input type="checkbox"/> PHC	<input type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 <input type="checkbox"/> C種 □	鋼材 □	□打ち込み	
<input type="checkbox"/> 鋼管		コンクリート □FC65		
<input type="checkbox"/> SC		コンクリート □FC105		
		鋼材 □		

杭仕様 □施工計画書承認 □杭施工結果報告書
試験杭 (□有・□無) (□打ち込み・□載荷・□孔壁測定) 本

杭径 (mm)	設計支持力 (kN)	杭の先端の深さ (m)	本 数	特 記 事 項

- ### 6. 鉄骨工事 (施工方法等計画書)
- (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による
□ 日本建築学会「JASS6 2018年版」 「鉄骨精度検査基準」 「鉄骨工事技術指針」
□ 一社) 日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」
□ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の良い違いの仕口のずれの検査・補強マニュアル」
- (2) 工事監理者の承認を必要とするもの
□製作工場 □製作要領書 □工作図 □施工計画書
□認定工場 (大臣認定 S H M R J グレード)
□材料規格証明書※、または試験成績書
□鋼材 □高力ボルト □特殊ボルト □頭付スタッド
※一社) 日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
□社内検査表 □
- (3) 工事監理者が行う検査項目
(■印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること)
□現状検査 □組立・開先検査 □製品検査 □建方検査 □
- (4) 接合部の溶接は下記によること
□ 平成12年建設省告示第1464号第二号 イ、ロ
□ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱
□ 日本建築学会「溶接工作標準、同解説 I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII、IX」
□ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針 工事現場施工編」
- (5) 接合部の検査
□ 溶接部の検査 (検査結果は工事監理者に報告すること)

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数			備考
		工場自主検査	第三者受入検査	工事監理者	
□完全溶込み溶接部 (突合せ溶接)	外観検査 (※)	% 個	% 個	()	※平成12年建設省告示第1464号第二号による (目視及び計測)
□	超音波探傷検査	% 個	% 個	()	(注) 東京都の要綱に基づき必要となる建築物の場合に実施する
	内質検査 (注)	% 個	% 個	()	
	□硬さ試験	% 個	% 個	()	
	□示温塗料塗布	% 個	% 個	()	
□	マクロ試験・その他	個	個	()	
	外観検査 (※)	% 個	% 個	()	

第三者検査機関名 (都知事登録 号)

第三者検査機関とは、建築士、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。

- 注1) 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと
注2) 知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること
- 高力ボルトの検査 (検査結果は後日工事監理者に報告すること)
軸力導入試験 □要 □否 高力ボルトすべり係数試験 □要 □否
□ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
□ トルシヤ形高力ボルトは二次締め後、マーキングのずれとピンチールの破断を確認する。
- (6) 防錆塗装
□ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、□JIS K 5621、□JIS K 5625、□JIS K 5674、□ (フォースター F☆☆☆☆) を使用し、2回塗りを選択とするが、実状に応じて決定すること。
□ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、2回塗りとする。

- (7) 耐火被覆の材料

- ### 7. 設備関係
- 建築設備の構造および構造体への緊結部分は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
 - 建築設備の支持構造および緊結金物には、錆止め等、防錆のための有効な措置を講ずること。
 - 建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
 - 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを50mm以上とした鉄筋コンクリート造とする。
 - 設備配管は、地震時等の建物変形に追随できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
 - 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
 - エレベーター・エスカレーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
 - また、地震時の層間変形に追随できること。
 - 特記以外の装置貫通は原則として設けない。
 - 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ50mm以上を原則とする。
-

- ### 8. その他
- 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
 - 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
 - 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
-

新構造設計特記仕様 その2

※修正箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

9. 鉄筋コンクリート工事

- (1) コンクリート
- 鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS5 2018 による。
- (a) コンクリートの仕様
- 本仕様書では、JASS5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が36N/mm²以下のコンクリートについてはJASS5の3節~11節を適用し、36N/mm²を超えるコンクリートについてはJASS5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正值から定める調査管理強度以上とし、発注するレディミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大匠認定を受けた製品を用いる必要がある。軽量コンクリートについてはJASS5の14節によること。

表9.1 コンクリート圧縮強度(N/mm²)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 F_c	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS5での区分	普通コンクリート							高強度コンクリート							

表9.2 レディミクストコンクリートのJIS規格品

調査管理強度 (N/mm ²)	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超
-----------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

呼び強度 (JIS規格品)	21	24	27	30	33	36	40	42	45	50	55	55	60	60
---------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

※印は規格外

- (b) 品質と施工
- 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。
■ 標準 □長期 □超長期
(本仕様書では計画供用期間の級は、「短期」を想定していない。)
- コンクリートは JIS A 5308 (レディミクストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品とする。
- 設計基準強度が36N/mm²を超えるコンクリートを扱うレディミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調査・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監視者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が36N/mm²以下33N/mm²以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm²未満の場合スランプ18cm以下とし設計基準強度が36N/mm²超 45N/mm²未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm²以上の場合はスランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下とし、特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として0.3kg/m³以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として外気温が25℃未満の時は120分、25℃以上の時は90分とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。
- コンクリート打込み中、及び、打込み後5日間はコンクリートの温度が2度を下回らないようし、セメントの種類に応じて湿潤発生する。

- (c) 調査および構造体コンクリート強度
- コンクリートの強度を求める強度試験は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)もしくはJIS A 1107 (コンクリートからのコアの採取方法) による。
- i) 高強度コンクリート
- 調査強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は 28日とする。
- 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は 91日とする。
- 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
- ① 標準養生した供試体による場合、調査強度を定めるための基準とする材齢において調査管理強度以上とする。
 - ② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に3N/mm²加えた値以上とする。
- 調査管理強度は、以下による。
- $$f_{Fm} = F_c + \sigma_{mS_n} \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- $$F_{Fm} : \text{高強度コンクリートの調査管理強度 (N/mm}^2\text{)}$$
- $$F_c : \text{コンクリートの設計基準強度 (N/mm}^2\text{)}$$
- $$\sigma_{mS_n} : \text{高強度コンクリートの構造体強度補正值で JASS5 による。}$$
- 調査強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。
- $$f_F \geq 0.85 f_{Fm} + 3\sigma_H \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- $$f_F \geq 0.85 f_{Fm} + 3\sigma_H \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- $$f_F : \text{高強度コンクリートの調査強度 (N/mm}^2\text{)}$$
- $$\sigma_H : \text{高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm}^2\text{) で、レディミクストコンクリート工場の実績による。実績がない場合は、0.1(F_c + \sigma_{mS_n})とする。}$$

- ii) 普通コンクリート
- 調査を定めるための基準とする材齢は、原則として 28日とする。
- 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。
- 表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準
- | | | |
|----------|----------|--------------------|
| 供試体の養生方法 | 試験材齢 (1) | 判定基準 |
| 標準養生 (2) | 28 日 | X ≥ F _m |
| コ ア | 91 日 | X ≥ F _q |
- ただし、X : 1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm²)
F_m : コンクリートの調査管理強度 (N/mm²)
F_q : コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)
- [注] (1) 早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。
(2) 工事監視者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当たらない箇所、乾燥しないように養生して保管することができる。
- * 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることできる。その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調査管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合、3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3 N/mm² を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。
- * コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場かかん養生供試体によることできる。その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3N/mm² を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。
- 調査管理強度は、以下による。
- $$F_m = F_c + \sigma_{mS_n} \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- $$F_m : \text{コンクリートの調査管理強度 (N/mm}^2\text{)}$$
- $$F_c : \text{コンクリートの品質基準強度 (N/mm}^2\text{)}$$
- $$\sigma_{mS_n} : \text{標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日における圧縮強度の差による構造体強度補正值 (N/mm}^2\text{)}$$
- 調査強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。調査強度を定める材齢 m 日は、原則として28日とする。
- $$F \geq F_m + 1.73\sigma \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- $$F \geq 0.85 F_m + 3\sigma \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
- $$F : \text{コンクリートの調査強度 (N/mm}^2\text{)}$$
- $$\sigma : \text{使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm}^2\text{) で、レディミクストコンクリート工場の実績による。実績のない場合は、2.5N/mm}^2\text{、または、0.1F}_m\text{ の大きい方の値とする。}$$

- (d) 検査
- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（一財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し、工事監視者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合 1 日 1 回以上とし、1 回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて 3 回行い、その平均値を試験値とする。
- スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが 8cm 以上18cm 以下の場合 ± 2.5cm、21cm の場合 ± 1.5cm（呼び強度27 以上で高性能AE減水剤を使用する場合は ± 2cm）とする。高強度コンクリートの場合は、スランプが 18cm 以下の場合 ± 2.5cm、21cm 以上の場合 ± 2cm とし、スランプフローの許容差は、目標スランプフローが 50cm 以下の時は ± 7.5cm、50cm を超える時は ± 10cm とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢 28日で行い、1回の試験は、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ 150m³ またはその端数ごとに 3 個の供試体を用いて行う。3 回の試験で 1 検査ロットを構成する。高強度コンクリートでは、打込み日かつ 300m³ ごとに検査ロットを構成して行う。1 検査ロットにおける試験回数は 3 回とする。検査は適当な間隔をあげた任意の 3 台のトラックアジテータから採取した合計 9 個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ 150m³ またはその端数ごとに 1 回行う。1 回の試験には適当な間隔をおいた 3 台の運搬車から 1 個ずつ採取した合計 3 個の供試体を用いる。高強度コンクリートでは打込み日、打込み工区かつ 300m³ ごとに行う。検査には適当な間隔をあげた任意の 3 台のトラックアジテータから採取した合計 9 個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c) 調査および構造体コンクリート強度による。
- コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取扱要綱」第4条の試験機関で行うこと。

表9.4 鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級			鉄筋の径	使用箇所
	(1) 引張り最小部位	(2) (1) 以外の部位 (注)			
		A 級	B 級 SA 級		
■ 重ね継手	標準図による			□ D (16) 以下	
■ 圧接継手	□ 告示1463号第2項各号			□ D (19) 以上	
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号	□	□	□ D () 以上	
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号	□	□	□ D () 以上	

注) (1) 以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準 (建築物の構造関係技術基準解説書 2020)』によって検討した部材の条件・仕様によること。

■ 機械式継手および圧接継手および溶接継手は(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監視者の承認を受ける。

■ ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監視者の承認を得て作業を行うことができる。

■ 圧接技量資格者は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監視者に提出し、承認を受ける。

□ 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物を用いる。

- (e) 鉄筋継手部の検査 (検査結果は工事監視者に報告すること)
- | 鉄筋継手工法 | 検査の種類 | 検査数量 | 試験方法 |
|--------|-------------|--------------------------------|--------------------|
| 圧接継手 | ■ 外観検査 | 全数 ※ | 目視又は計測 |
| | ■ 超音波探傷検査 | 抜取り1検査ロット当たり (30) 箇所又は () % | JIS Z 3062:2014による |
| 溶接継手 | □ 外観検査 | 全数 ※ | 目視又は計測 |
| | □ 超音波探傷検査 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | JRJS 0005:2017による |
| 機械式継手 | □ 外観検査 | 全数 ※ | 目視又は計測 |
| | □ 超音波測定検査 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | JRJS 0003:2017による |
| 圧接継手 | □ 引張試験による検査 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | JIS Z 3120:2014による |
| | □ 引張試験による検査 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | JIS Z 2241:2011による |
| 機械式継手 | □ 引張試験による検査 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | JIS Z 2241:2011による |
| | □ 引張試験による検査 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | JIS Z 2241:2011による |
- 注) 1 抜取り 1 検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手箇所で200箇所程度とする。
注) 2 ガス圧接部分の検査は超音波探傷検査によって行う場合、数ロットについては引張試験も併用し、1 回の引張試験は超音波探傷試験に合格した部位から抜取った3本以上とする。
- ※外観検査の実施は次による。(必要に応じて測定器具等の検査機器を用いること)
- 表9.6 外観検査の要領
- | | 受入検査 | | 工事監視者 | 備 考 |
|------|-----------------------------|---------------|-------|-----|
| | 検査機関 | 施 工 者 | | |
| □ 全数 | 全数 | () | () | |
| ■ 全数 | 超音波探傷又は超音波測定検査実施部位 | 検査機関による検査部位以外 | () | |
| □ 全数 | — | 全数 | () | |
| □ 全数 | 抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () % | () | () | |
- 引張試験を行う試験機関、非破壊試験を行う検査機関は、建築主、工事監視者、又は施工者が自ら契約した機関とする。
- 試験機関は「建築物の工事における試験及び検査における東京都取扱要綱」第4条の試験機関、検査機関は同要綱第8条の検査機関とする。

試験機関名	(都知事登録 号)
検査機関名	(都知事登録 号)

- (2) 鉄筋
- (a) 施工
- 鉄筋はJIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋格子) に適合するものを用いる。
- 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)~(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

- 表9.4 鉄筋の継手
- 鉄筋継手工法
- | 鉄筋継手工法 | 継手の位置等の設計条件による仕様・等級 | | | 鉄筋の径 | 使用箇所 |
|---------|---------------------|-------------------|----------|---------------|------|
| | (1) 引張り最小部位 | (2) (1) 以外の部位 (注) | | | |
| | | A 級 | B 級 SA 級 | | |
| ■ 重ね継手 | 標準図による | | | □ D (16) 以下 | |
| ■ 圧接継手 | □ 告示1463号第2項各号 | | | □ D (19) 以上 | |
| □ 溶接継手 | □ 告示1463号第3項各号 | □ | □ | □ D () 以上 | |
| □ 機械式継手 | □ 告示1463号第4項各号 | □ | □ | □ D () 以上 | |
- 注) (1) 以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準 (建築物の構造関係技術基準解説書 2020)』によって検討した部材の条件・仕様によること。
- 機械式継手および圧接継手および溶接継手は(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監視者の承認を受ける。
- ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監視者の承認を得て作業を行うことができる。
- 圧接技量資格者は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監視者に提出し、承認を受ける。
- 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物を用いる。

- (b) 検査
- i) 鉄筋の種類・径の検査
- 鉄筋搬入時に鉄筋の種類と径をミルシート、ロールマーク、結束ごとの表示で確認し、必要に応じて径は計測する。
- ii) 配筋の検査
- 鉄筋の数量、材質、加工形状、配置、間隔、継手と定着の位置と長さ、カットオフ長さを目視、又は計測で確認する。
- iii) 鉄筋継手部の検査
- 各継手工法ごとの検査は平12建告1463号による他、具体的な検査方法は、(公社)日本鉄筋継手協会仕様書を参照のこと。

表9.5 鉄筋継手部の検査 (検査結果は工事監視者に報告すること)

鉄筋継手工法	検査の種類	検査数量	試験方法
圧接継手	■ 外観検査	全数 ※	目視又は計測
	■ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり (30) 箇所又は () %	JIS Z 3062:2014による
溶接継手	□ 外観検査	全数 ※	目視又は計測
	□ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JRJS 0005:2017による
機械式継手	□ 外観検査	全数 ※	目視又は計測
	□ 超音波測定検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JRJS 0003:2017による
圧接継手	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 3120:2014による
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による
機械式継手	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による

表9.7 設計かぶり厚さ (単位: mm)

構造体の計画供用期間の級	標準・長期		超長期		
	屋 内	屋 外 ⁽²⁾	屋 内	屋 外 ⁽²⁾	
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	30	40	40	50
	計画供用期間中に維持安全を行う部材 ⁽¹⁾	30	40	(30)	(40)

直接土に接する柱・梁・壁・床および布基礎の立上り部分、擁壁の壁部分

基礎、擁壁の基礎・底盤	70
-------------	----

注) (1) 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持安全を行う部材では、維持安全の周期に応じて定める。
(2) 計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを 10mm 減じることができる。

■ 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

■ コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記によらなくても良い。

表9.8 型枠設置日数 昭和46年建設省告示第110号 (最終改正: 令和元年国土交通省告示第203号)

種類	せき板		支 柱			
	基礎、梁側、柱、壁	スラブ下、梁下	スラブ上		梁下	
セメントの種類	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種
	高炉セメントA種	シリカセメントA種	高炉セメントA種	シリカセメントA種	高炉セメントA種	シリカセメントA種
コンクリートの平均気温	2	3	4	6	8	17
15℃以上	2	3	4	6	8	17
5℃~15℃	3	5	6	10	12	25
5℃未満	5	8	10	16	15	28
コンクリートの圧縮強度	※ 5.0N/mm ²		設計基準強度の50%			
				85%		100%

※ JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあつては 5N/mm²以上、長期及び超長期の場合は 10 N/mm²以上、また高強度コンクリートの場合は 10N/mm²以上。

注) 1 片持ち梁、庇、スパン 9.0m以上の梁下は、工事監視者の承認による。
注) 2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。
注) 3 支柱の盛替えは、必ず直上層のコンクリート打ち後とする。
注) 4 盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注) 5 支柱の盛替えは、小梁が終わってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って盛替えをしてはならない。
注) 6 直上層に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱(大梁の支柱を除く)の盛替えを行わないこと。
注) 7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないようを行うこと。

- (3) かぶり厚さ
- 最小かぶり厚さは、表9.7に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.7以上の値とする。

- (4) 型 枠
- 型枠および支保工の存置期間は、下表による。

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
 (2) 記号
 d...異形鉄筋の呼び名に用いた数値(径) D...部材の成、又は鉄筋内法直径
 @...間隔 r...半径 C...中心線 L...部分間の内法距離 h...部材間の内法高さ
 S T...あばら筋 HOOP...帯筋 S.HOOP...補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

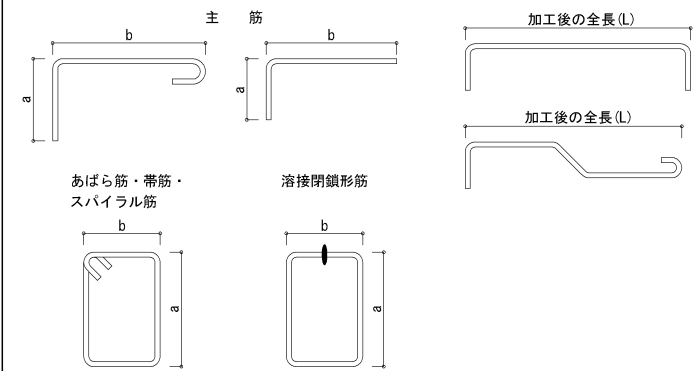
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
	180°	SD295 SD345	D16以下	3d以上
	135°		D19~D41	4d以上
	90°	SD390	D41以下	5d以上
	90°	SD490	D25以下	5d以上
	90°		D29~D41	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
 (2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
 (3) 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
 (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
 (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
 (6) SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項目	符号	許容差 (mm)
各加工寸法(1)	D25以下	a, b ± 15
	D29以上D41以下	a, b ± 20
加工後の全長	あばら筋・帯筋・スパイラル筋	a, b ± 5
		L ± 20

[注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。

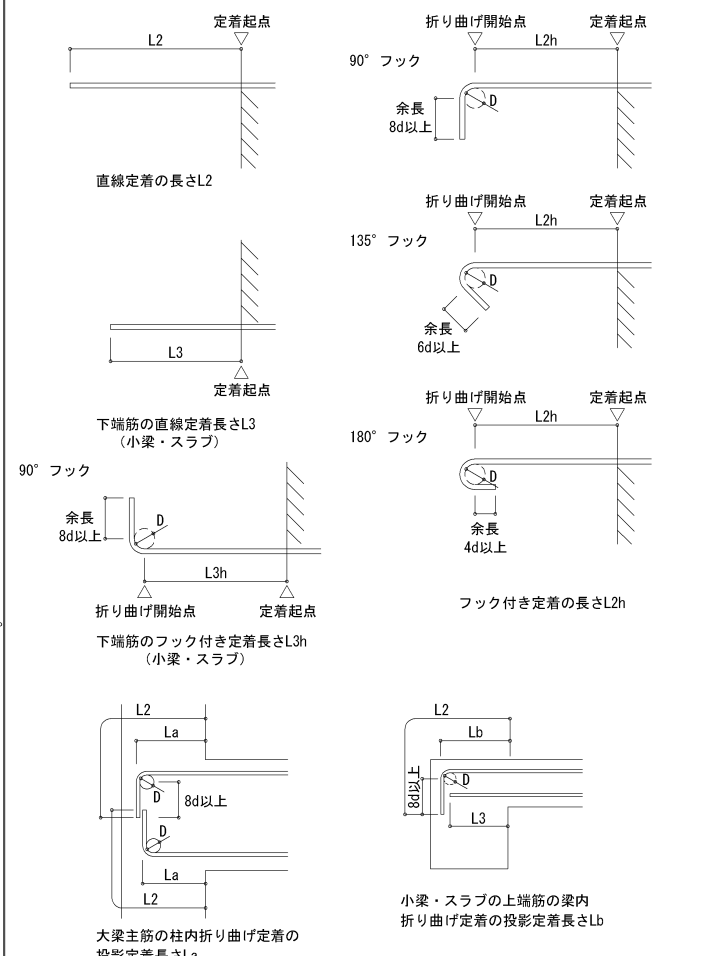
(4) 鉄筋のフック

- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
 柱、梁の鉄筋の末端部にはフックが必要。
 a. あばら筋、帯筋、および幅止メ筋
 b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
 c. 柱、梁(基礎梁を除く)の出すみ部分および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
 d. 単純梁の下端筋
 e. その他、本配筋標準に記載する箇所

(5) 定着長さ

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm ²)	定着の長さ					小梁下端筋 L3 (フックなし)	L3h (フックあり)	スラブ下端筋 L3 (フックなし)
		L2 (フックなし)	L2h (フックあり)	La ⁽³⁾	Lb	L3 (フックなし)			
SD295	18	40d	30d	20d	15d	20d	10d	10d	
	21	35d	25d	15d	15d				
	24~27	30d	20d	15d	15d				
	30~36	30d	20d	15d	15d				
	39~45	25d	15d	15d	15d				
	48~60	25d	15d	15d	15d				
SD345	18	40d	30d	20d	20d	20d	10d	10d	
	21	35d	25d	20d	20d				
	24~27	35d	25d	20d	15d				
	30~36	30d	20d	15d	15d				
	39~45	30d	20d	15d	15d				
	48~60	25d	15d	15d	15d				
SD390	21	40d	30d	20d	20d	20d	10d	10d	
	24~27	40d	30d	20d	20d				
	30~36	35d	25d	20d	15d				
	39~45	35d	25d	15d	15d				
	48~60	30d	20d	15d	15d				
	48~60	30d	20d	15d	15d				
SD490	24~27	45d	35d	25d	—	—	—	—	
	30~36	40d	30d	25d	—				
	39~45	40d	30d	20d	—				
	48~60	35d	25d	—	—				
	48~60	35d	25d	—	—				
	48~60	35d	25d	—	—				

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
 (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
 (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長をL2以上とするとともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。
 (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。



(6) 継手

■重ね継手 (軽量コンクリートでは5dを加算する。)

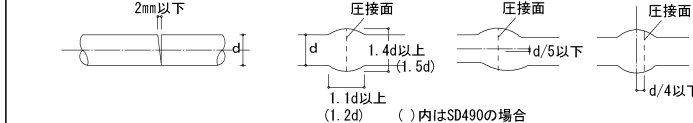
鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm ²)	重ね継手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
	48~60	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
	48~60	30d	20d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
	48~60	35d	25d
SD490	24~27	55d	40d
	30~36	50d	35d
	39~45	45d	35d
	48~60	40d	30d
	48~60	40d	30d
	48~60	40d	30d

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
 (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
 (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。

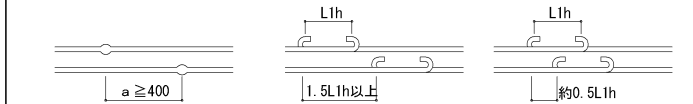
■継手に関する注意点

- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。

・ガス圧接形状(平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠損がないもの)



・圧接継手

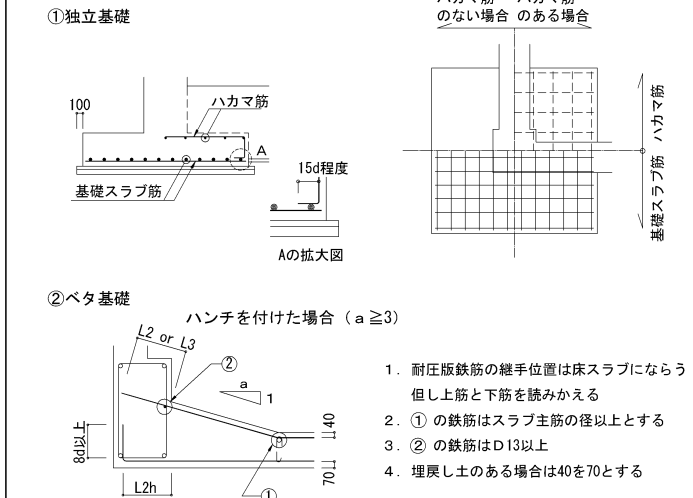


- 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手工法とする。
- 非破壊検査は工事監理者が承諾した信頼できる検査機関で行うこと。

3. 杭・基礎

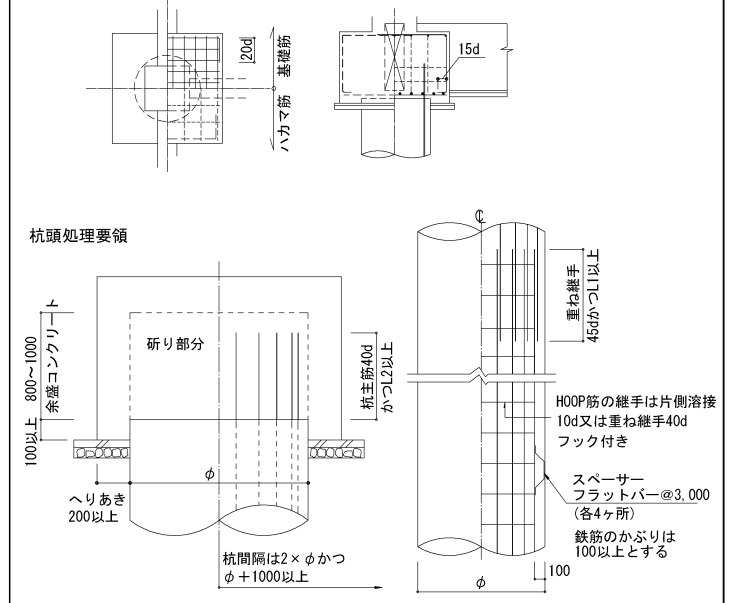
(配筋については地震力等の水平力等を考慮して別途検討すること)

(1) 直接基礎

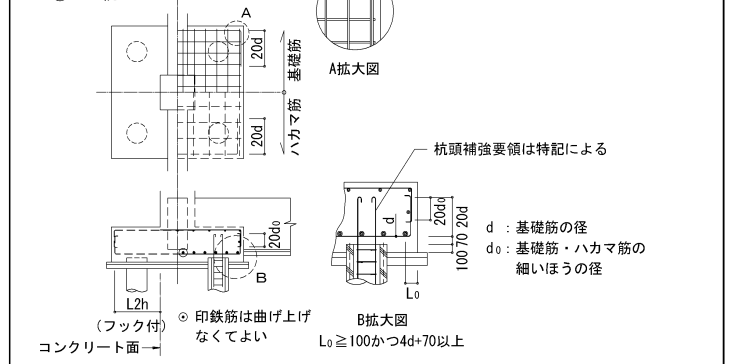


(2) 杭基礎

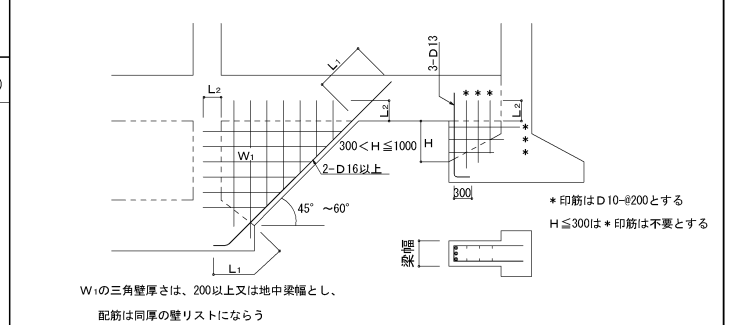
① 場所打ち杭



② PHC杭



(3) 基礎接合部の補強



新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

※修正箇所は下線を引くこと

4. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合(定着、継手)
(長期荷重が支配的な場合の継手は6. (2)大梁継手位置とする。)

(2) 布基礎、べた基礎の場合(定着、継手)

※主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6.大梁の項の表6-1による。

(3) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領 (4) せいの高い梁のあばら筋加工要領

※一般のあばら筋と同径のものを2本束ねる。

【注】(イ)で、 を使用してよいが、 は使用してはならない。
(ロ)では、あばら筋の継手は180°フック付きとする。

(6) 絞り

(a) $e \leq D/6$ かつ 150

(b) $150 \geq e > D/6$

(c) $e = 150$ 以上(下図を参考に設計図書に追記する。)

補強帯筋
帯筋より1サイズ太く又は同サイズ2本

カゴ筋門型

5. 柱

(1) 柱主筋の継手位置 (2) 柱主筋の定着

鉄筋のフックは「柱頭の四隅の鉄筋並びにはりのせいが小さく、必要な定着長さが不足する箇所」に付ける。

柱頭補強かご鉄筋
監理者の承認が必要
補強かご鉄筋
主筋と同径
L又はh以下となる場合

(3) 帯筋

ハスル部分は0.2%以上とする

① H型(タガ型) ② W型(溶接閉鎖型) ③ S型(スパイラル型)

注1. 第1帯筋は、梁づらに入れる。
注2. W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける。
注3. フックおよび継手の位置は、交互とする。

(4) 寄せ筋の保持 (5) 柱脚部の補強

1階柱脚の主筋は梁上から柱せいの1.2倍の範囲を拘束筋で拘束する。
拘束筋は以下による。
□ 帯筋と同径・同ピッチ、X・Y 2巻つづ
□ 図示による

6. 大梁

(1) 定着

① 一般

折曲げ起点は3/4Dを超えることを原則とする。
注: 点線は下端筋の曲下げ定着 L_e を示す。

② ハンチがある場合

あばら筋補強筋(設計図書による)

あばら筋補強筋(設計図書による)

※1 主筋のカットオフ長さは $l_o/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は表6-1による。

表6-1 特別なカットオフ長さを要する部材 (mm)

部材名	$l_o/4$ に加える長さ	部材名	$l_o/4$ に加える長さ

(2) 大梁主筋の継手 (SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。)

(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置

第1あばら筋は柱面より配筋する。
×印は幅止め筋 ※ねじれを受ける梁は特記による。

(4) あばら筋の型 (注: 床版がない場合は135°以上のフックとする。)

(イ) 原則として (a) のフック先曲とする。片側床版付(L型)梁で (b)、両側床版付(T型)梁で (c) 又は (d) とすることができる。
(ロ) フックの位置は (a) にあつては交互、(b) にあつてはスラブ側とする。

(5) 幅止め筋の本数、加工

腹筋	D < 600 不要	2-D 1段
	600 ≤ D < 900	4-D 10 2段
	900 ≤ D < 1200	D 10 @ 300 以内
	1200 ≤ D	D 13 @ 300 以内
幅止め筋	D 10 @ 1000 以内で割り付ける	

(6) 梁主筋の定着

① 直線定着

② 90°フック付直線定着

③ 折曲げ定着

④ プレート定着

※最上階 L型接合部における上端筋の一段目の定着にプレート定着を用いてはならない。
※プレート定着には性能証明等を取付した材料を用い、その工法の適用範囲と仕様を確認する。

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)

7. 小梁、片持梁

(1) 定着

① 小梁の定着

② 段差小梁の配筋(連続端の場合)

③ 小梁筋の継手位置

④ 片持梁の定着

(2) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径600以下程度の場合)

床版厚さD	周囲	斜め
D ≤ 150	上・下各 2-D13	1-D13
150 < D ≤ 300	上・下各 2-D13	1-D13
300 < D ≤ 500	上・下各 2-D19	1-D16

(5) 床版段差

① 全断

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

(7) 釜場

(8) 間仕切壁との交差部

8. 床版

(1) 定着および継手

一般床スラブ(四辺固定)

(2) 屋根スラブの補強

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径600以下程度の場合)

(小開口が連続する場合)

(5) 床版段差

① 全断

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

(7) 釜場

(8) 間仕切壁との交差部

9. 壁

(1) 定着

① 梁に

② 柱に(平面図)

(2) スリット部 (設計図に記入のあるとき)

完全スリット

(3) 手摺、パラペット

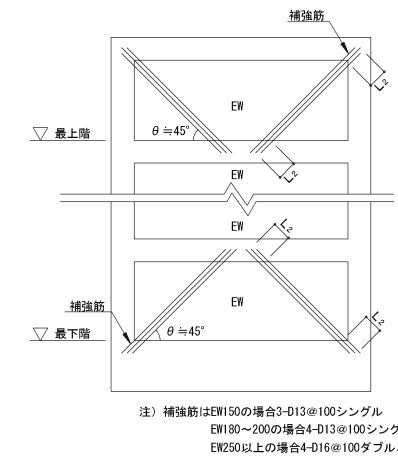
パラペット

手摺

(4) コンクリートブロック帳壁

(5) 耐震壁端部の納まり

(6) 連層耐震壁乾燥収縮の補強筋



10. 柱、梁増打コンクリート補強 (増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと)

(1) 柱

(2) 梁

11. 梁貫通孔補強 (開口補強筋については計算により確認すること)

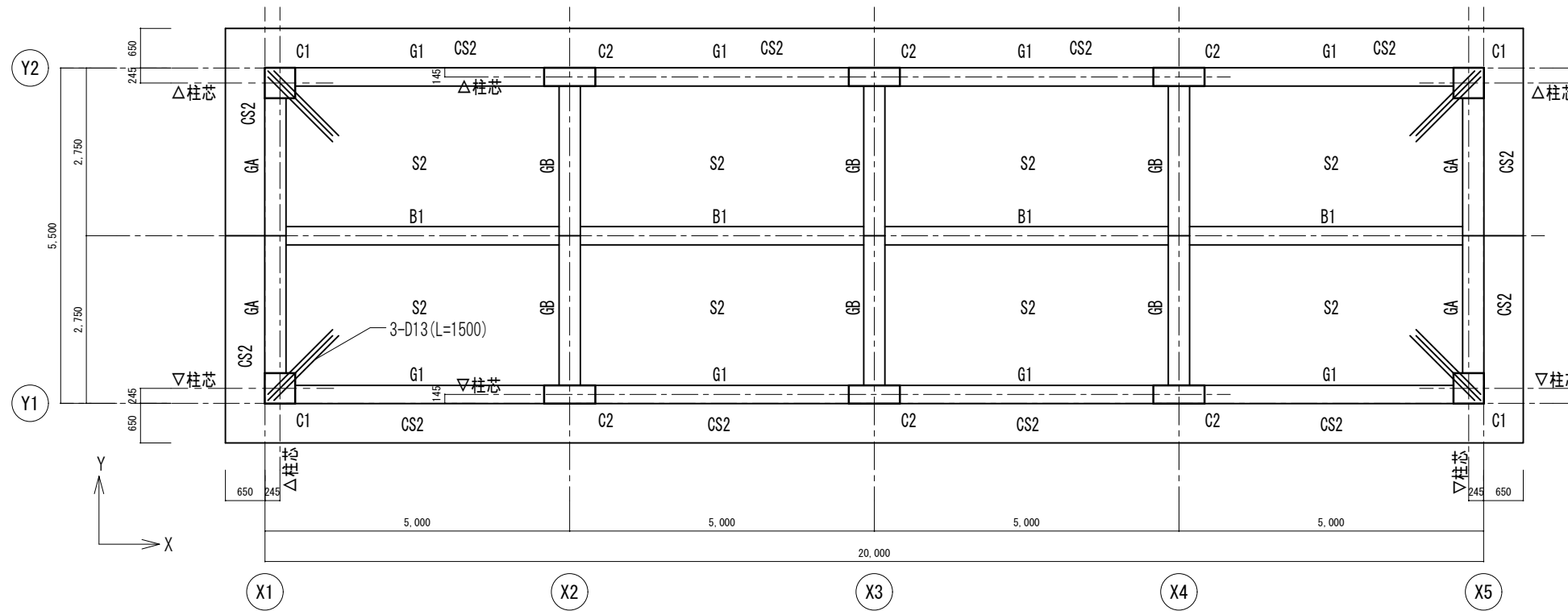
(1) 設置可能範囲

(2) 既製品 (指定条件と異なる場合は、設計者又は工事監理者と打合せのこと)

口製品名

施工前に計算書を提出し、承認を得ること。

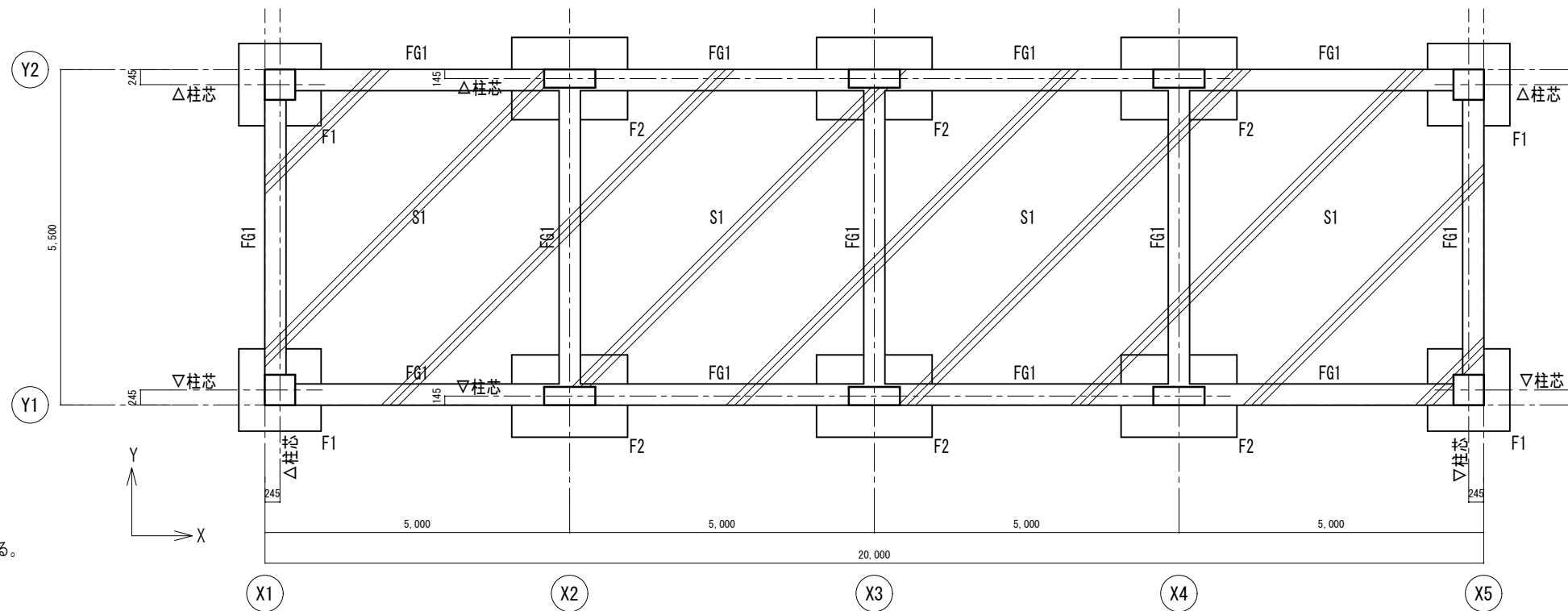
設計時に使用する評価取得品については計算書を提出する事。



R階伏図 S=1:100

特記事項

- 1、スラブ天端は軸組図による。
- 2、大梁天端は軸組図による。



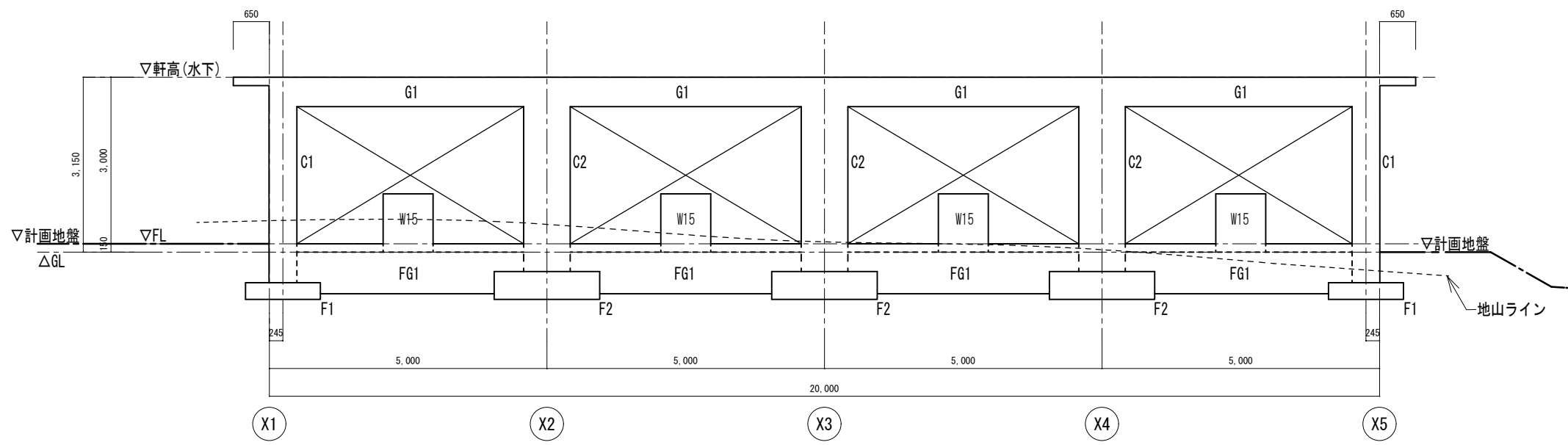
基礎伏図 S=1:100

特記事項

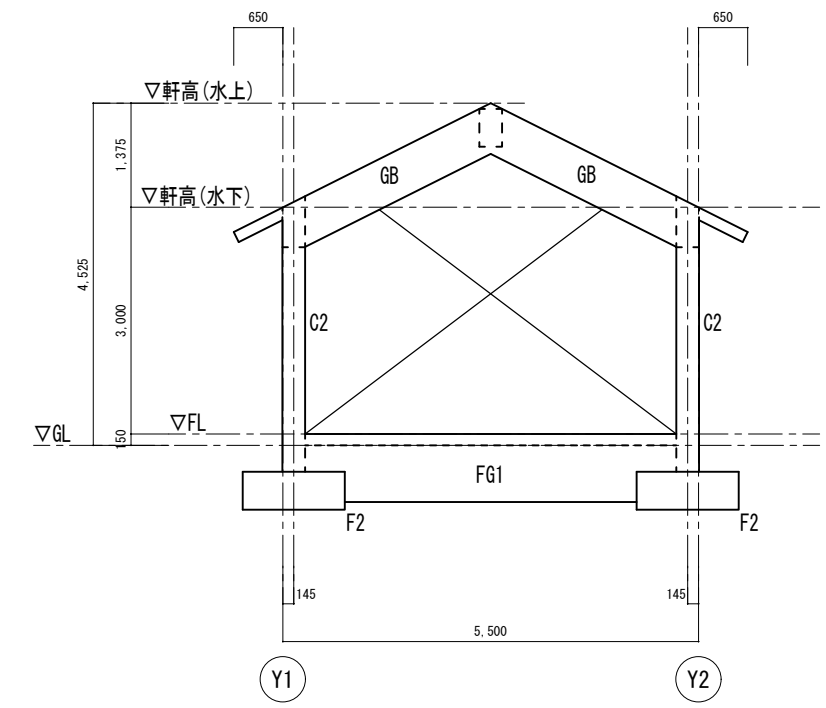
- 1、特記なき限りスラブ天端は GL+150 とする。
- 2、特記なき限り大梁天端は GL+0 とする。

凡例

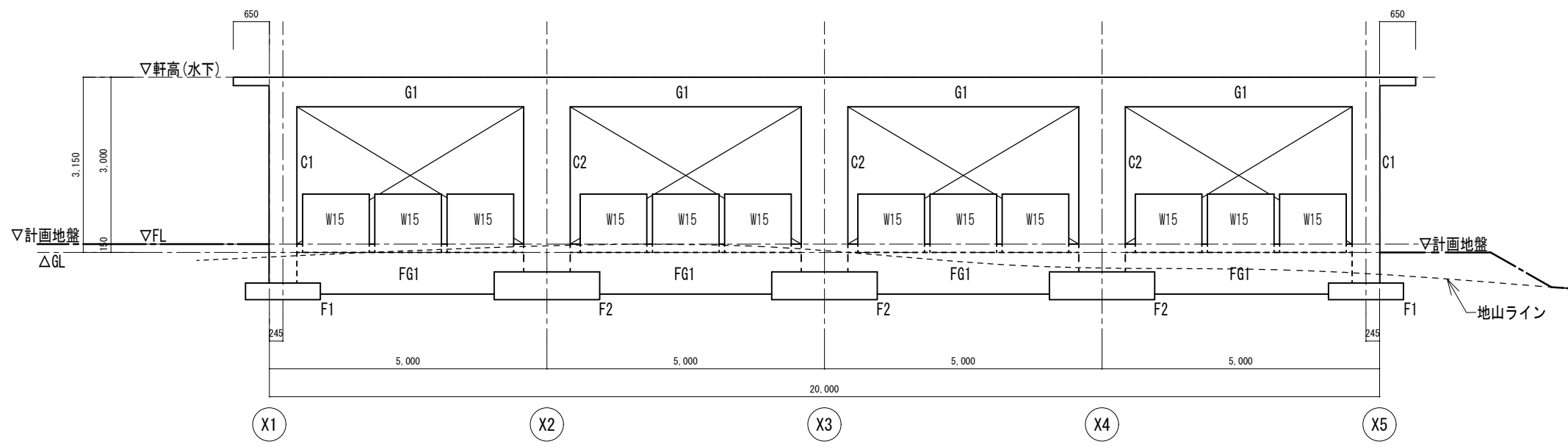
S1 土間コンクリート



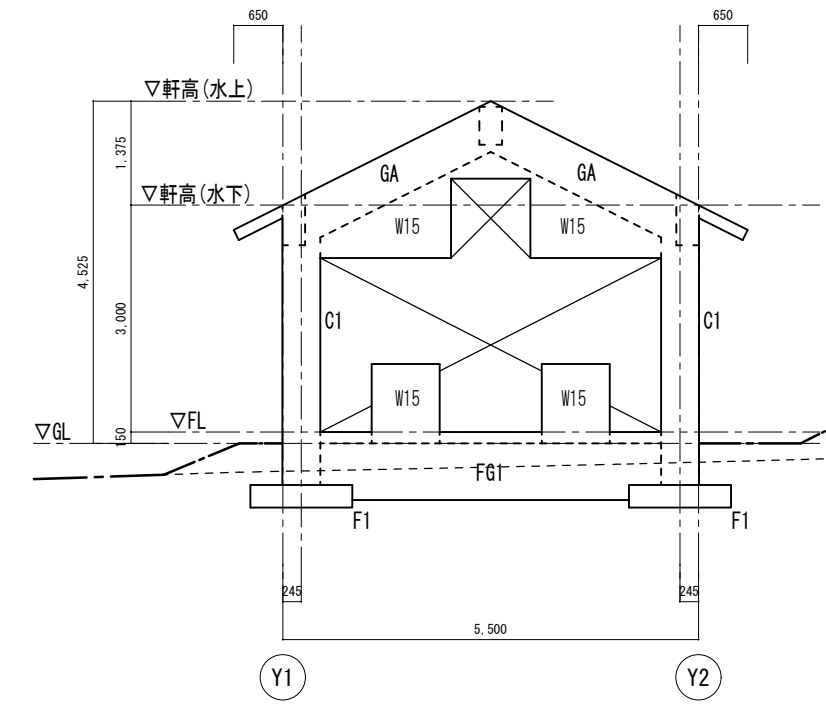
Y 2 軸組図 S=1:100



X 2 ~ X 4 軸組図 S=1:100



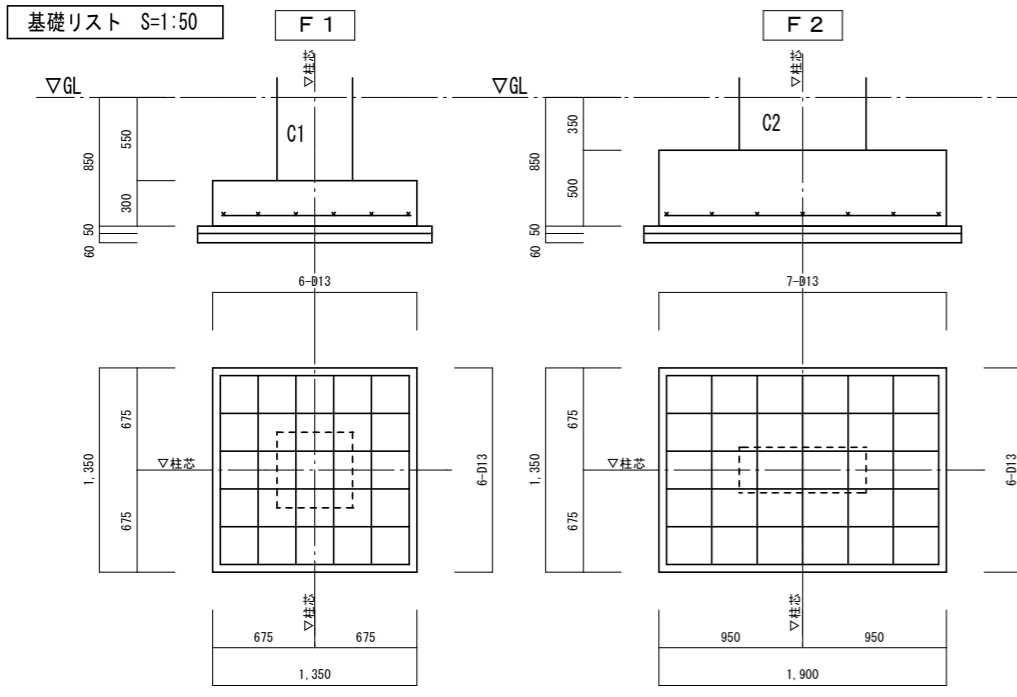
Y 1 軸組図 S=1:100



X 1, X 5 軸組図 S=1:100

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	図面名称 軸組図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.03.03	基本図 ● 完成図	国立妙高青少年自然の家	EGG 建築設計室 〒944-0034 新潟県妙高市緑環町1-19	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 S-07
---------------------	----------------------------------	-------------	----------------	-------------------	--------------	-------------	--------------------------------------	-------------------------	--------------

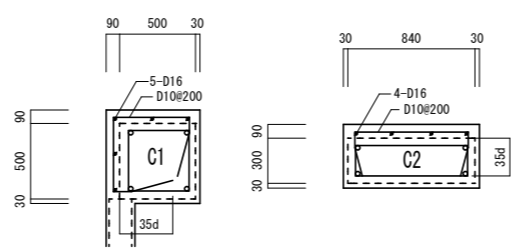


柱断面リスト S=1:50

符号	C 1	C 2
位置	全断面	全断面
断面		
主筋	8-D22	16-D22
H O O P	D10@100	□ D10@100
備考		

壁断面リスト S=1:50

符号	W 1 5
断面	
タテ筋	D10@150シングル
ヨコ筋	D10@150シングル
補強筋	縦横 1-D13 斜め 1-D13
備考	



梁断面リスト S=1:50

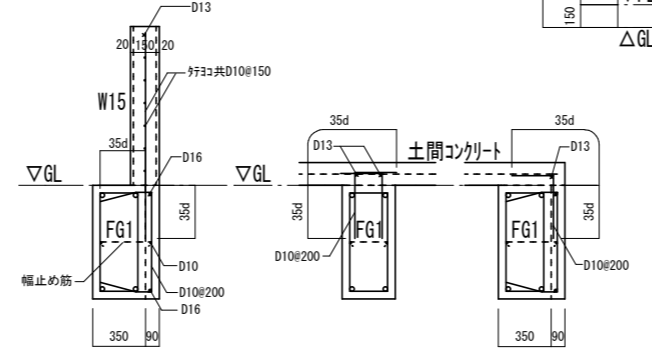
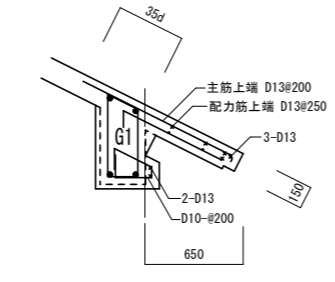
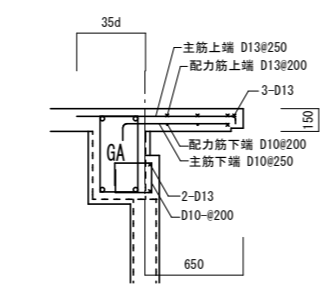
符号	FG 1
位置	全域
断面	
上端筋	3-D22
下端筋	3-D22
S.T.P	D10@200
備考	捨てコン=50、砕石t=60

特記事項
1、特記なき限り、腹筋2-D10、幅止め筋D10@1000 とする。

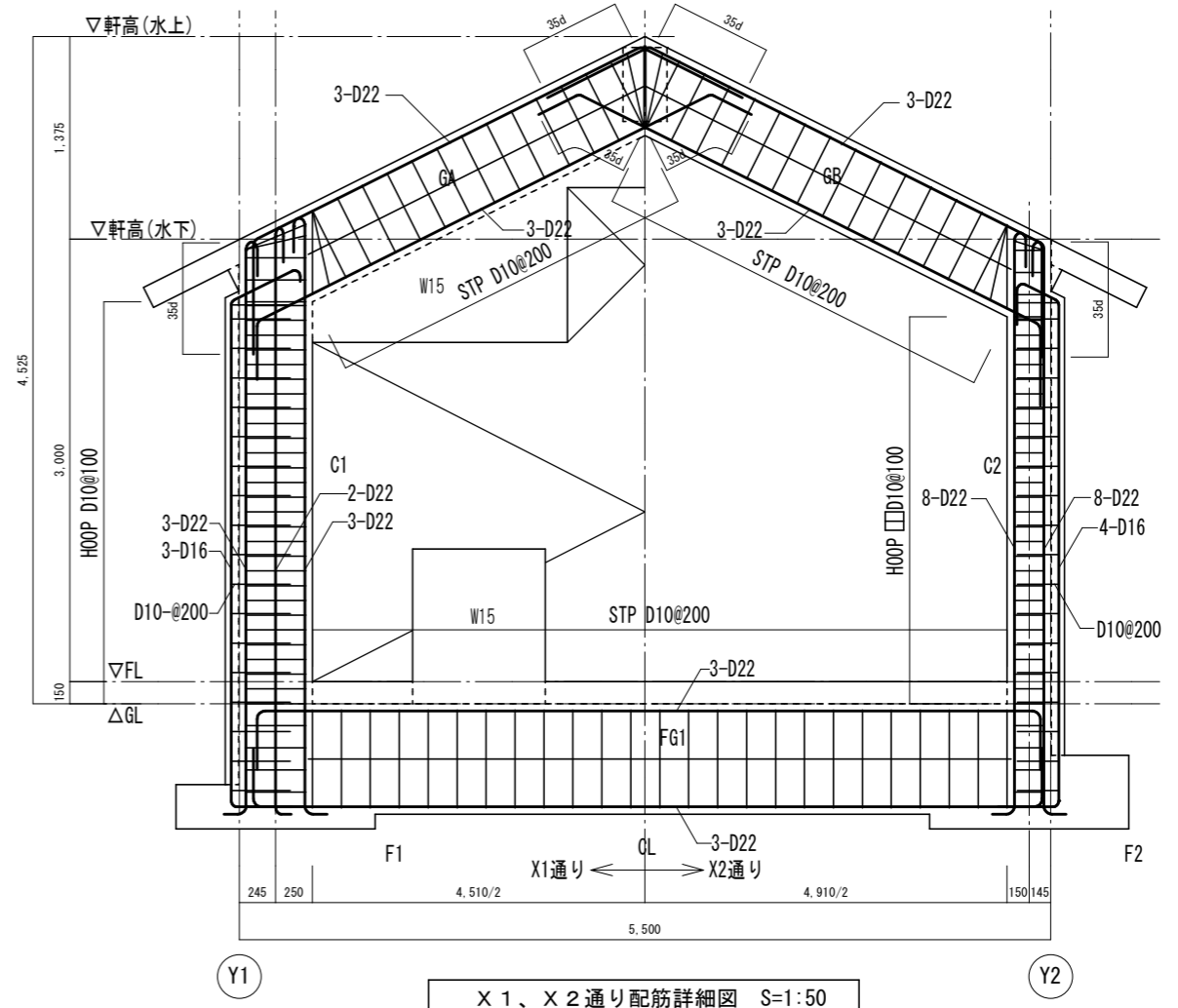
符号	G 1	GA、GB	B 1
位置	全域	全域	全域
断面			
上端筋	3-D19	3-D22	3-D19
下端筋	3-D19	3-D22	3-D19
S.T.P	D10@200	D10@200	D10@200
備考			

床版断面リスト

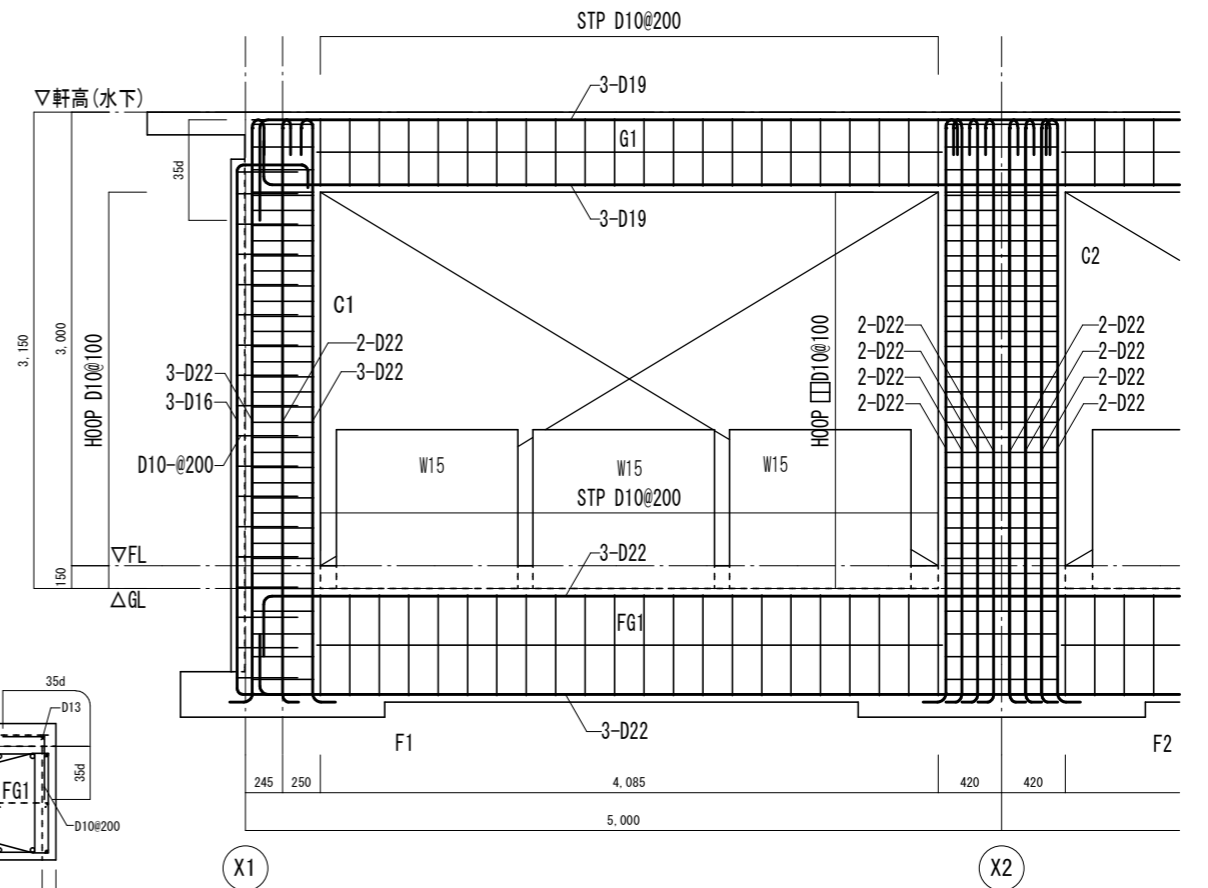
符号	厚さ	位置	短辺方向		長辺方向		備考
			端部	中央	端部	中央	
S 1	150	シングル	D10@250	D10@250	D10@250	D10@250	土間コンクリート 砕石t=100
S 2	150	上下	D13@200	D13@200	D13@250	D13@250	



雑配筋詳細図 S=1:50



X 1、X 2 通り配筋詳細図 S=1:50



Y 1 通り配筋詳細図 S=1:50

工事名称：国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

数量調書

国立青少年教育振興機構

(科目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
I 第二野外炊事場東屋 建築					
1. 直接仮設		1.0	式		
2. 土工		1.0	式		
3. 鉄筋		1.0	式		
4. 型枠		1.0	式		
5. コンクリート		1.0	式		
6. 防水		1.0	式		
7. 木		1.0	式		
8. 屋根		1.0	式		
9. 金属		1.0	式		
10. 左官		1.0	式		
11. 塗装		1.0	式		
12. 外構		1.0	式		
計					

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I 第二野外炊事場東屋 建築						
1. 直接仮設						
遣り方		1.0	式			
墨出し		1.0	式			
養生	H=2.5	1.0	式			
整理清掃後片付け		1.0	式			
外部足場	くさび緊結式足場 手すり先行方式 高さ12m未満 3か月間	1.0	式			
脚立足場	2か月間	1.0	式			
小計						
2. 土工						
すきとり		11.4	m ³			
根切り	つぼ、布堀	104.0	m ³			
埋戻し	発生土	58.6	m ³			
盛土		1.0	m ³			
床付け	つぼ、布堀	140.0	m ³			
土工機械運搬	バックホウ1.4m ³ 程度 往復	1.0	式			
砂利地業	RC-40	9.1	m ³			
建設発生土敷均し		55.9	m ³			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
小計						
3. 鉄筋						
異形鉄筋	SD295A D10	3.9	t			
異形鉄筋	SD295A D13	2.8	t			
異形鉄筋	SD295A D16	0.5	t			
異形鉄筋	SD345 D19	0.7	t			
異形鉄筋	SD345 D22	4.4	t			
鉄筋加工組立		12.3	t			
ガス圧接	D19 D22	1.0	式			
鉄筋運搬費	10 t 車	12.3	t			
小計						
4. 型枠						
普通型枠	合板 基礎部	128.0	m ²			
打放型枠	合板 B種 ラーメン構造	379.0	m ²			
スラブ先端欠きこみ		56.2	m			
梁型上部欠きこみ		51.0	m			

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
型枠運搬費	10 t 車	507.0	m ²			
型枠用支保工	運搬費共	1.0	式			
小 計						
5. コンクリート						
捨てコンクリート	FC18-15	2.7	m ³			
基礎コンクリート	FC24-15	30.5	m ³			
土間コンクリート	FC24-18	16.7	m ³			
躯体コンクリート	FC27-18	64.0	m ³			
コンクリート打手間		1.0	式			
コンクリートポンプ圧送		1.0	式			
ポンプ圧送基本料金		1.0	式			
小 計						
6. 防水						
シーリング	MS-2 15×10	263.0	m			
小 計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7. 木						
広小舞	30×120	42.6	m			
淀	30×120	15.2	m			
破風下地	21×120	57.8	m			
雪囲い板	W1640×H200	24.0	箇所			
雪囲い板	W1565×H200	8.0	箇所			
雪囲い板	W1190×H200	8.0	箇所			
雪囲い板	W790×H200	16.0	箇所			
小 計						
8. 屋根						
カラーガルバリウム鋼板横葺き	t=0.35	162.0	m ²			
カラーガルバリウム鋼板横葺き アスファルトルーフィング敷き		162.0	m ²			
棟包み	カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 木下地込み	21.3	m			
軒先唐草	カラーガルバリウム鋼板	57.8	m			
荷揚げ運搬費		1.0	式			
小 計						

(細目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9. 金属						
ガイドレール	SUS製 W24 D25 L1820	14.0	本			
小 計						
10. 左官						
床コンクリート押へ	金ゴテ仕上げ	141.0	m ²			
屋根スラブコンクリート押へ	直均し仕上げ	162.0	m ²			
屋根下地調整モルタル塗り	厚30	162.0	m ²			
小 計						
11. 塗装						
WP塗	木部B種	29.6	m ²			
小 計						
12. 外構						
砂利敷	再生碎石R-40 t=60	84.7	m ²			
小 計						